

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番12号

株式会社テレビ東京

代表取締役社長 島 田 昌 幸

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面により議決権を行使する場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成22年6月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットにより議決権を行使する場合】

44頁から45頁に記載の「インターネットでの議決権行使について」にしたがって、当社指定のウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/> または <https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>）において、平成22年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|--------------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 平成22年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
ホテルオークラ東京 別館 地下2階
アスコットホール
(末尾の会場ご案内図をご覧ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報告事項 | | |
| | 1. | 第42期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第42期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
計算書類報告の件 |

決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	共同株式移転による完全親会社設立の件
第3号議案	取締役13名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件
第5号議案	退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。
- (3) 本招集ご通知に際して提供する株主総会参考書類における「第2号議案 共同株式移転による完全親会社設立の件」に記載すべき事項のうち、他の株式移転完全子会社（テレビ東京ブロードバンド株式会社及び株式会社BSジャパン）の最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tv-tokyo.co.jp/kaisha>）に掲載しておりますので、株主総会参考書類には記載しておりません。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tv-tokyo.co.jp/kaisha>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社の利益配分の基本方針は、長期的な経営基盤の充実に向けた内部留保とのバランスを考慮し、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績に応じた利益還元を努めることとしております。

1株当たりの配当金については年間金20円を下限とし、連結ベースの配当性向は連結当期純利益に対して25%を目標としております。

当期の期末配当につきましては、経営環境は厳しい中ではありますが、当初予想を上回る業績となったことから、当期は株主の皆様への利益還元を努め、前期に比べ5円増配の1株につき金15円（年間配当額は金25円）といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円

なお、この場合の配当総額は309,666,510円となります。これにより、中間配当金を含めた当期の年間配当は1株につき金25円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月28日（月曜日）

第2号議案 共同株式移転による完全親会社設立の件

1. 株式移転を行う理由

デジタル技術の進歩による情報通信の環境の変化に加え、規制緩和や法制度の改正等により、メディア業界は大きな変革期を迎えています。高画質の映像コンテンツを楽しむ手段が多様化することで、従来型のビジネスモデルでは捉えきれない新たな宣伝手法を模索する動きが広告主の間にも生じ始めています。

一方で、放送業界の経営環境は一段と厳しさを増しております。社団法人日本民間放送連盟の予測によれば、テレビ広告費は2011年にわずかながら回復すると言われておりますが、2012年以降は再び若干のマイナス基調になることが予想されております。

ライフスタイルやビジネスの有り様がさらに変わる中、広告主ニーズのさらなる高度化、細分化に対応するには、様々なメディアを機能的に連携させ、活用する必要があります。当社グループとしては、今後も「映像・放送」を核にしながらか最新のデジタル技術を利用して、地上波、BS波、CS波、FMラジオ、インターネット、モバイルなどあらゆるメディアを通じてソフトを視聴者に提供するべく、一つのコンテンツが生み出す価値を最大化する体制を組み、強固なグループ体制として構築することが不可欠だと考えました。

これまでも当社は、株式会社日本経済新聞社（以下、「日本経済新聞社」といいます。）グループとの友好関係をベースにして経済番組を開発し、また、「アニメ」、「健全なエンターテインメント」等を中心に特色ある番組作りとコンテンツのマルチユースを軸に、公共の電波を預かる放送事業者として、放送の公共的な使命と報道機関としての責任を自覚し、国民生活の福祉と文化の向上に貢献することを目指してまいりました。

また、2001年に創業し、2005年12月に東京証券取引所マザーズ市場に上場したテレビ東京ブロードバンド株式会社（以下、「TXBB」といいます。）は、当社グループのIT戦略企業として、モバイル&インターネット分野において、「てれともばいる」、「アニメX」等の当社に関連したコンテンツ及び「SNOOPY」、「ミッフィー」等の世界的な人気キャラクターを活用したコンテンツの配信事業を展開してまいりました。

株式会社BSジャパン（以下、「BSJ」といい、当社及びTXBBと併せて「株式移転完全子会社」といいます。）は日本経済新聞社、当社等の出資により設立され、2000年12月から全国放送を始めました。「経済」と「上質なエンターテインメント」を番組編成の基本に据え、報道・対談・紀行・美術・歴史、さらに日本経済新聞社と連携した特別番組等「大人向けの見飽きない」コンテンツで、着実に視聴者を増やしてきました。

認定放送持株会社は2008年4月施行の改正放送法で導入された制度であり、複数の地上放送局と1つのBS局などを100%子会社として保有することが可能となり

ました。

3社は、経営統合により、認定放送持株会社体制に移行することで、①地上波、BS波、CS波、FMラジオに加え、インターネットやモバイルでもコンテンツを効率的に視聴者に提供する体制を構築すること、②放送と通信の連携を具現化するとともにグループの持つ経営資源を有効に活用し、責任あるメディアとしての役割を果たしながらグループの更なる競争力強化を実現すること、及び③新規事業展開の加速、すなわちコンテンツの特性に応じて最適なパートナーを選択し事業展開することが可能となり、ひいては企業価値の向上が実現できるものと考えております。

本議案は、以上の目的のため、当社がTXBB及びBSJと共同して会社法第772条に基づく株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）の方法により、完全親会社「株式会社テレビ東京ホールディングス」（以下、「TXHD」といいます。）を設立し、その完全子会社となることにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

株式会社テレビ東京（以下「テレビ東京」という。）、テレビ東京ブロードバンド株式会社（以下「TXBB」という。）及び株式会社BSジャパン（以下「BSJ」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

テレビ東京、TXBB及びBSJは、本株式移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、テレビ東京、TXBB及びBSJの発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「株式会社テレビ東京ホールディングス」とし、英文では「TV TOKYO Holdings Corporation」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は東京都港区とし、本店の所在場所は東京都港区虎ノ門四丁目3番12号とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（本持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

島田 昌幸
菅谷 定彦
山田 登
加藤 雅夫
野村 尚宏
犬飼 正
菊池 悟
藤延 直道
高島 政明
辻 幹男
岡崎 守恭
三宅 誠一
喜多 恒雄（社外取締役）
大橋 洋治（社外取締役）

2. 本持株会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

奥川 元
三森 和彦（社外監査役）
荒木 浩（社外監査役）
中地 宏
林 智之（補欠監査役）

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する株式の数の算定方法及びその割当てに関する事項）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により本持株会社が、テレビ

東京、TXBB及びBSJの株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるテレビ東京、TXBB及びBSJの普通株式の株主に対し、それぞれその所有する普通株式に代わり、(i)テレビ東京が基準時現在発行している普通株式数の合計数と同数、(ii)TXBBが基準時現在発行している普通株式数の合計に45を乗じて得られる数と同数、及び(iii)BSJが基準時現在発行している普通株式数の合計に11を乗じて得られる数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。

2. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時におけるテレビ東京、TXBB及びBSJの普通株式の株主に対し、その所有するテレビ東京の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当て、その所有するTXBBの普通株式1株につき、本持株会社の普通株式45株の割合をもって割り当て、その所有するBSJの普通株式1株につき、本持株会社の普通株式11株の割合をもって割り当てる。

第5条（本持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項）

本持株会社成立日における本持株会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額

10,000百万円

- (2) 資本準備金の額

7,700百万円

- (3) 利益準備金の額

0円

- (4) 資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得られる額

第6条（本持株会社成立日）

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社成立日」という。）は、2010年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、テレビ東京、TXBB及びBSJは協議・合意の上、本持株会社成立日を変更することができるものとする。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

テレビ東京、TXBB及びBSJは、それぞれ以下に定める日を開催日として定時株主総会を開催し、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、テレビ東京、TXBB及びBSJは協議・合意の上、当該承認を求めるための株主総会の開催日を変更することができるものとする。

テレビ東京：2010年6月25日

TXBB：2010年6月21日

BSJ：2010年6月24日

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の東京証券取引所第一部への上場を予定する。
2. 本持株会社の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

第9条（会社財産の管理等）

テレビ東京、TXBB及びBSJは、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、通常の範囲内で自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本株式移転計画において別途定める場合を除き、あらかじめテレビ東京、TXBB及びBSJが協議・合意の上これを行うものとする。

第10条（本株式移転の実行の条件）

本株式移転の実行は、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項が第7条に定めるテレビ東京、TXBB及びBSJの株主総会において承認されること、並びに放送法第52条の30第1項に基づく総務大臣の認定その他本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等が得られることを条件とする。

第11条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間に、テレビ東京、TXBB若しくはBSJの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、テレビ東京、TXBB及びBSJは協議・合意の上、本株式移転の条件（第4条に定める交付する株式の数の算定方法及びその割当てに関する事項を含む。）その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第12条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、テレビ東京、TXBB及びBSJが別途協議・合意の上定める。

（以下余白）

本株式移転計画作成の証として、本書3通を作成し、各自記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2010年5月14日

テレビ東京 : 東京都港区虎ノ門四丁目3番12号
株式会社テレビ東京
代表取締役社長 島田 昌幸 ㊞

TXBB : 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号
住友新虎ノ門ビル7階
テレビ東京ブロードバンド株式会社
代表取締役社長 加藤 雅夫 ㊞

BSJ : 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー5階
株式会社BSジャパン
代表取締役社長 山田 登 ㊞

別紙

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社テレビ東京ホールディングスと称し、英文ではTV TOKYO Holdings Corporationと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、以下の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配及び管理すると共に、当該会社等の事業活動の支援等を行うことを目的とする。

- (1) 放送法による一般放送事業、委託放送事業及びその他放送事業
- (2) 放送番組、映画、録画物、録音物及び出版物の企画、制作、購入、調達、刊行、販売、興行、配給及び輸出入
- (3) 電気通信事業法による電気通信事業
- (4) 電気通信役務利用放送法による電気通信役務利用放送事業

- (5) 放送関連技術の開発、指導及び販売
- (6) コンピュータ、コンピュータシステム及び情報通信機器並びにそれら利用技術の開発、指導、販売、運営及び保守
- (7) 各種情報の収集、情報処理及び情報提供サービスに関する業務
- (8) 映画、音楽、美術、演劇、芸能、科学、スポーツ等各種催物・イベントの企画、制作、興行、運営、実施、仲介及び管理業務
- (9) 映像、音声、文字等による各種ソフトウェアの企画、制作、複製及び販売並びにこれらソフトウェアによる放送・通信提供サービス
- (10) インターネット等の通信ネットワークを利用し、画像、映像、音楽、文字情報を加工・編集した制作物、音声、音楽、映像等のソフトウェアの企画、配信及び販売
- (11) インターネット等の通信ネットワーク、テレビ、ラジオを通じて配信する音楽の企画、制作、配信及び販売、その他放送番組の全部または一部、若しくはこれに関連する画像、映像、文字情報を加工・編集した制作物の企画、配信及び販売
- (12) 音楽ソフト（ディスク、レコード等）の企画、制作、販売、輸入、賃貸、配給及び配信
- (13) 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、ノウハウ、工業所有権及び商品化権等の無体財産権の取得、利用、譲渡、販売、使用許諾その他管理業務、それらの仲介並びにそれらを複製利用した商品の製造及び販売
- (14) 映像・音声ライブラリーの運営及び管理
- (15) 放送・通信を利用した通信販売及びその斡旋並びにその企画
- (16) キャラクターの企画、開発及びデザインの賃貸並びにキャラクターグッズ等の企画、開発、製造、製造委託及び販売に関する業務
- (17) ゲームソフト、ビデオソフト、シーディー、シーディーロム、ディーブイディーなどの電子メディア及び書籍の企画、制作、販売及び賃貸
- (18) コンピュータに関するソフトウェア及びプログラムの企画、制作、開発、販売及び賃貸
- (19) 放送施設、放送用設備、店舗、室外装飾等の調査、設計、施工、保守・管理、賃貸、販売、売買、仲介及び斡旋に関する業務
- (20) 放送事業に関係する厚生・文化事業及びアナウンサー等の教育事業の経営
- (21) 放送、通信、新聞及び雑誌等の広告代理店業並びに広告物の企画及び制作
- (22) 家具、衣料品、食品、医薬品、日用品雑貨、貴金属、運動用品、玩具、文具、船舶、自動車、美術品、書籍、出版物、飲食等の販売及び賃貸
- (23) 不動産の売買、賃貸、仲介及び斡旋
- (24) 労働者派遣事業
- (25) 人材の職業適性能力の開発のための研修の企画、運営及び実施

- (26) 有料職業紹介事業
- (27) 企業の経営・管理全般に関するコンサルティング
- (28) 旅行代理業
- (29) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する事業
- (30) 倉庫業
- (31) 自動車の保守、管理、運行代行及び運行管理の請負業
- (32) 飲食店の経営、飲食店における経営指導
- (33) 前各号に関連する役務の提供及び代行
- (34) 前各号に関する市場調査、コンサルティング
- (35) 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は100,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(外国人等の株主名簿への記載または記録の制限)

第12条 当会社は、次の各号に掲げる者（以下「外国人等」という。）のうち、第1号から第3号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合と、これらの者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が、当会社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の取得した株式について、株主名簿に記載または記録することを拒むことができる。

(1) 日本の国籍を有しない人

(2) 外国政府またはその代表者

(3) 外国の法人または団体

(4) 前3号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体

(基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項に定めるほか、必要ある場合は取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第14条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必

要あるときに随時これを招集する。

(招集権者)

第16条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した代表取締役が招集する。

2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(議長)

第17条 株主総会は、取締役会長または取締役社長が議長となる。

2 取締役会長及び取締役社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第20条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第21条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(取締役の選任方法)

第23条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役)

第25条 代表取締役は3名以内とし、取締役会の決議によって選定する。

(役付取締役)

第26条 業務上の都合により、取締役会の決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び相談役各若干名を選定することができる。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

(取締役会)

第27条 取締役会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、当社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産

上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（社外取締役との責任限定契約）

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第34条 当会社の監査役は、5名以内とする。

（監査役の選任方法）

第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第39条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第40条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（社外監査役との責任限定契約）

第42条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第46条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第48条 剰余金の配当及び中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第45条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の設立の日から2011年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬)

第2条 第32条及び第41条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの報酬等の額は、取締役につき、総額500百万円以内とし、監査役につき、総額60百万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって、自動的に削除されるものとする。

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に
関する事項

(1) 当社、TXBB及びBSJは、株式移転完全子会社が共同して行う本株式移転によるTXHDの設立に際し、株式移転完全子会社の株主に対し交付するTXHDの普通株式の割当比率（以下、「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

①株式移転比率

当社の普通株式1株に対してTXHDの普通株式1株、TXBBの普通株式1株に対してTXHDの普通株式45株、BSJの普通株式1株に対してTXHDの普通株式11株をそれぞれ割当て交付いたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、3社による協議の上、変更することがあります。

また、TXHDが本株式移転により発行する新株式数は28,779,500株の予定であります。これは、平成22年3月31日時点における、当社の発行済株式総数(20,645,000株)、TXBBの発行済株式総数(34,100株)及びBSJの発行済株式総数(600,000株)に基づいて算出しております。

なお、TXHDの単元株式数は、100株といたします。

②株式移転比率の算定根拠等

(a)算定の基礎

当社、TXBB及びBSJは、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は野村証券株式会社（以下、「野村証券」といいます。）、TXBBはみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）、BSJは朝日ビジネスソリューション株式会社（以下、「朝日BS」といいます。）に対し本株式移転に用いられる株式移転比率の算定をそれぞれ依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

野村証券は、当社、TXBB及びBSJそれぞれについて、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）により株式移転比率を算定しました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対する、TXBB及びBSJの普通株式の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	TXBB	BSJ
①	市場株価平均法	37.5～38.9	5.5～11.3
②	類似会社比較法	26.5～36.6	10.9～13.2
③	DCF法	40.6～59.4	13.3～14.1

なお、市場株価平均法については、平成22年3月19日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日までの1週間、算定基準日までの1ヶ月間、算

定基準日までの3ヶ月間、算定基準日までの6ヶ月間の株価終値平均を採用しております。また、BSJは非上場会社であり市場株価が存在しないため、市場性評価手法である類似会社比較法による算定結果を引用し、算定レンジを算出しております。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、各当事会社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また各当事会社とその関係会社の資産または負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各当事会社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については各当事会社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、みずほ証券は、当社、TXBB、BSJそれぞれについて、市場株価基準法、類似企業比較法、DCF法による分析を行い、株式移転比率を算定しました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対する、TXBB及びBSJの普通株式の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	TXBB	BSJ
①	市場株価基準法	34.7～41.9	9.7～10.7
②	類似企業比較法	20.0～25.9	11.4～13.1
③	DCF法	40.1～52.6	9.9～12.3

なお、市場株価基準法については、平成22年3月19日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間、算定基準日までの6ヶ月間の株価終値平均を採用しております。また、BSJは非上場会社であり市場株価が存在しないため、市場性評価手法である類似企業比較法による算定結果を引用し、算定レンジを算出しております。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、各当事会社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また各当事会社とその関係会社の資産または負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価または査定の依頼も行っておりません。加

えて、各当事会社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については各当事会社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、朝日BSは、当社についてはマーケット・アプローチに属する市場株価法及びインカム・アプローチに属するDCF法により、TXBBについてはマーケット・アプローチに属する市場株価法及びインカム・アプローチに属するDCF法により、BSJについてはマーケット・アプローチに属する類似会社比準法及びインカム・アプローチに属するDCF法により算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対する、TXBB及びBSJの普通株式の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	TXBB	BSJ
①	マーケット・アプローチ	37.5～39.7	10.4～10.5
②	インカム・アプローチ	48.3～49.1	10.9～11.2

なお、市場株価法については、平成22年3月19日を算定基準日として、算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間の株価終値平均を採用いたしました。

朝日BSは、株式移転比率の算定に際して、各当事会社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また各当事会社とその関係会社の資産または負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各当事会社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）に関する情報については各当事会社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(b)算定の経緯

上記(a)に記載のとおり、当社は野村證券に対し、TXBBはみずほ証券に対し、BSJは朝日BSに対し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、3社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、平成22年3月26日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

(c)算定機関との関係

算定機関である野村證券、みずほ証券及び朝日BSは、いずれも当社、TXBB及びBSJの関連当事者には該当せず、また、これらの算定機関はいずれも、下記④

に記載のとおり当社、TXBB及びBSJの株式を保有する日本経済新聞社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

③公正性を担保するための措置

本株式移転の公正性を担保するために、各社から独立した第三者算定機関として、当社は野村證券を、TXBBはみずほ証券を、BSJは朝日BSをそれぞれ選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。

④利益相反を回避するための措置

当社はTXBBの発行済株式総数の34.6%の株式を、BSJの発行済株式総数の14.0%の株式をそれぞれ保有しており、TXBBは当社の持分法適用関連会社に該当します(平成22年3月31日現在)。また、本株式移転の当事会社である当社、TXBB及びBSJについて、日本経済新聞社は、当社の発行済株式総数の33.3%の株式を、TXBBの発行済株式総数の13.8%の株式を、BSJの発行済株式総数の24.4%の株式をそれぞれ保有しています(平成22年3月31日現在)。

上記の資本関係にあることから、当社の取締役会においては、日本経済新聞社の取締役を兼任している社外取締役の斎藤史郎氏は、利益相反回避の観点から、上記株式移転比率及び本株式移転計画書に関する審議及び決議に参加せず、同氏を除いた全会一致により、上記株式移転比率に係る合意及び本株式移転計画書の作成が決議されております。

また、TXBBの取締役会においては、当社の執行役員を兼任している社外取締役の三宅誠一氏、及び日本経済新聞社の執行役員を兼任している社外取締役の芹川洋一氏は、利益相反回避の観点から、上記株式移転比率及び本株式移転計画書に関する審議及び決議に参加せず、両氏を除いた全会一致により、上記株式移転比率に係る合意及び本株式移転計画書の作成が決議されております。

さらに、BSJの取締役会においては、日本経済新聞社の執行役員を兼任している社外取締役の芹川洋一氏、及び当社からの出向者である常務取締役の藤井潤一氏は、利益相反回避の観点から、上記株式移転比率及び本株式移転計画書に関する審議及び決議に参加せず、両氏を除いた全会一致により、上記株式移転比率に係る合意及び本株式移転計画書の作成が決議されております。

- (2) TXHDの資本金及び準備金の額は、資本金の額を100億円、資本準備金の額を77億円、利益準備金の額を0円と決定いたしました。なお、かかる資本金及び準備金の額は、設立後のTXHDの資本政策等を総合的に考慮・検討し、当社、TXBB及びBSJとの間で協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものです。

4. テレビ東京ブロードバンド株式会社及び株式会社BSジャパンに関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

TXBB及びBSJの平成22年3月期に係る計算書類等の内容は、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tv-tokyo.co.jp/kaisha>) に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 株式会社テレビ東京ホールディングスの取締役となる者に関する事項

株式会社テレビ東京ホールディングスの取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するTXBBの株式数 (3) 所有するBSJの株式数 (4) 割当てられるTXHDの株式数
<p>しまだ まさゆき 島田 昌幸 (昭和20年1月16日生)</p>	<p>昭和44年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成11年3月 同社 取締役 平成14年3月 同社 常務取締役 平成17年6月 当社 専務取締役 制作局、報道局、スポーツ局担当 平成18年6月 当社 専務取締役 編成局、制作局、ドラマ制作室、報道局、スポーツ局担当 平成19年6月 当社 代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 当社 代表取締役社長</p>	<p>(1) 8,217株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 8,217株</p>
<p>すが や さだひこ 菅谷 定彦 (昭和14年1月7日生)</p>	<p>昭和36年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成2年3月 同社 取締役 平成5年3月 同社 常務取締役 平成10年3月 同社 専務取締役 平成11年6月 当社 取締役副社長 編成制作本部長 兼報道スポーツ本部長 平成12年6月 当社 代表取締役副社長 編成制作本部長兼報道スポーツ本部長兼メディア戦略本部長 平成13年6月 当社 代表取締役社長 平成19年6月 当社 代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 当社 代表取締役会長</p>	<p>(1) 17,878株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 17,878株</p>
<p>やまだ のぼる 山田 登 (昭和20年3月23日生)</p>	<p>昭和44年7月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成11年7月 当社 営業本部 ネットワーク局長 平成13年3月 ㈱BSジャパン 総務本部長 平成13年6月 同社 取締役 総務本部長 平成16年6月 ㈱テレビ北海道 常務取締役 編成担当兼東京代表兼編成局長 平成18年6月 同社 専務取締役 編成担当兼編成局長 平成19年6月 ㈱BSジャパン 代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) ㈱BSジャパン 代表取締役社長</p>	<p>(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株</p>

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するTXBBの株式数 (3) 所有するBSJの株式数 (4) 割当てられるTXHDの株式数
加藤 雅夫 <small>かとう まさお</small> (昭和29年8月21日生)	昭和54年4月 当社 入社 平成12年7月 当社 営業局 営業マーケティング部長 平成15年7月 当社 経営戦略局 広報・IR部長 平成16年10月 当社 ネットワーク局 ネットワーク業務部長 平成18年7月 当社 ネットワーク局次長 平成19年6月 テレビ東京ブロードバンド(株) 代表取締役会長 平成20年1月 同社 代表取締役会長兼社長 平成20年6月 同社 代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) テレビ東京ブロードバンド(株) 代表取締役社長	(1) 2,100株 (2) 20株 (3) 0株 (4) 3,000株
野村 尚宏 <small>のむら なおひろ</small> (昭和22年7月22日生)	昭和46年4月 (株)日本経済新聞社 入社 平成10年3月 同社 経理局次長 平成14年3月 同社 経理局総務 平成15年3月 同社 経理局長 平成16年3月 同社 執行役員 経理局長 平成18年3月 同社 取締役 経理担当 平成18年6月 当社 社外監査役 平成19年3月 (株)日本経済新聞社 常務取締役 経理担当 平成21年3月 同社 顧問 平成21年4月 同社 経営企画担当付 平成21年6月 当社 専務取締役 経理担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 当社 専務取締役	(1) 926株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 926株
犬飼 正 <small>いぬかい ただし</small> (昭和21年9月2日生)	昭和44年4月 当社 入社 平成13年7月 当社 技術局次長 平成14年6月 (株)テクノマックス 取締役 平成15年6月 (株)テレビ東京コマーシャル 代表取締役社長 平成16年6月 当社 取締役 技術局長 平成17年6月 当社 取締役 技術局、システム開発室担当 平成18年6月 当社 常務取締役 技術局、システム開発室担当 平成19年6月 当社 常務取締役 技術担当 平成20年6月 当社 常務取締役 技術局、システム開発室担当兼番組情報基盤整備担当 平成21年6月 当社 常務取締役 技術局、情報システム局、コンプライアンス統括局担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 当社 常務取締役	(1) 5,133株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 5,133株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するTXBBの株式数 (3) 所有するBSJの株式数 (4) 割当てられるTXHDの株式数
菊池 悟 <small>きくち さとし</small> (昭和27年4月27日生)	昭和50年4月 当社 入社 平成12年7月 当社 営業本部 営業局次長 平成14年8月 当社 営業本部 営業局長 平成15年7月 当社 営業局長 平成16年6月 当社 取締役 営業局長 平成17年6月 当社 取締役 編成局長 平成17年7月 当社 取締役 編成局長兼BS業務推進本部副本部長 平成19年6月 当社 常務取締役 編成局、ドラマ制作室担当兼BS業務推進本部部長補佐 平成20年6月 当社 常務取締役 営業局担当兼BS業務推進本部長 平成21年4月 当社 常務取締役 営業局、アニメ局担当兼BS業務推進本部長 平成21年6月 当社 常務取締役 営業局、ネットワーク局担当兼BS業務推進本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 当社 常務取締役	(1) 5,213株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 5,213株
藤延 直道 <small>ふじのぶ なおみち</small> (昭和24年10月5日生)	昭和47年4月 当社 入社 平成11年7月 当社 報道スポーツ本部 報道局次長兼ニュース取材部長 平成13年7月 当社 報道スポーツ本部 報道局長 平成15年7月 当社 報道局長 平成16年6月 ㈱テレビ東京制作 代表取締役社長 平成18年6月 当社 取締役 制作局長 平成19年6月 当社 常務取締役 制作局、報道局、スポーツ局担当 平成20年6月 当社 常務取締役 編成局、制作局、報道局、スポーツ局担当兼BS業務推進本部長補佐 平成21年6月 当社 常務取締役 編成局、制作局、ドラマ制作室、報道局、スポーツ局担当兼BS業務推進本部長補佐 現在に至る (重要な兼職の状況) 当社 常務取締役	(1) 3,938株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 3,938株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するTXBBの株式数 (3) 所有するBSJの株式数 (4) 割当てられるTXHDの株式数
たかしま まさあき 高島 政明 (昭和27年4月29日生)	昭和53年3月 学校法人東京商科学院 講師勤務 昭和58年4月 当社 入社 平成14年7月 当社 経理局次長兼経理部長 平成15年7月 当社 編成局次長兼編成管理部長 平成17年7月 当社 経理局長 平成19年6月 当社 取締役 経理局長 平成21年6月 当社 取締役 経理担当補佐兼内部統制担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 当社 取締役	(1) 1,294株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 1,294株
つじ みきお 辻 幹男 (昭和23年5月11日生)	昭和47年4月 当社 入社 平成13年7月 当社 編成制作本部 編成局次長兼映画・アニメ部長 平成14年7月 当社 事業局次長 平成15年1月 当社 事業局次長兼映像事業部長 平成15年6月 ㈱プロント(現㈱テレビ東京ダイレクト) 取締役 平成16年6月 ㈱エー・ティー・エックス 代表取締役社長 平成21年6月 当社 取締役 コンテンツ事業局、デジタル事業推進局、アニメ局、コンテンツ管理センター担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 当社 取締役	(1) 462株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 462株
おかざき もりやす 岡崎 守恭 (昭和26年2月1日生)	昭和48年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成12年3月 同社 東京本社 編集局次長 平成15年3月 同社 東京本社 編集局総務 平成16年3月 同社 大阪本社 代表室長 平成18年3月 同社 執行役員 大阪本社副代表兼代表室長 平成19年3月 同社 常務執行役員 名古屋支社代表 平成21年3月 同社 顧問 平成21年6月 当社 上席執行役員 ネットワーク局長 現在に至る (重要な兼職の状況) 当社 上席執行役員	(1) 462株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 462株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するTXBBの株式数 (3) 所有するBSJの株式数 (4) 割当てられるTXHDの株式数
みやけ せいいち (三宅 誠一) (昭和26年7月4日生)	昭和51年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成15年3月 同社 米州編集総局長 平成17年3月 同社 社長室次長 平成18年3月 同社 法務担当補佐 平成18年7月 当社 報道局次長 平成19年7月 当社 経営戦略局長 平成20年6月 当社 取締役 経営戦略局長兼関連企業統括室長 平成21年6月 当社 上席執行役員 経営戦略局長兼関連企業統括室長 現在に至る (重要な兼職の状況) 当社 上席執行役員	(1) 941株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 941株
きただ つねお (喜多 恒雄) (昭和21年11月16日生)	昭和46年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成15年3月 同社 取締役 平成16年3月 同社 上席執行役員 平成17年3月 同社 常務取締役 平成18年3月 同社 専務取締役 平成19年3月 同社 代表取締役専務 平成20年3月 同社 代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) ㈱日本経済新聞社 代表取締役社長	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株
おおはし ようじ (大橋 洋治) (昭和15年1月21日生)	昭和39年4月 全日本空輸㈱ 入社 平成5年6月 同社 取締役 平成9年6月 同社 常務取締役 平成11年6月 同社 代表取締役副社長 平成13年4月 同社 代表取締役社長 平成17年4月 同社 代表取締役会長 平成19年4月 同社 取締役会長 [現] 平成20年5月 社団法人日本経済団体連合会 副会長 [現] 平成21年6月 当社 社外取締役 [現] 現在に至る (重要な兼職の状況) 全日本空輸㈱ 取締役会長 社団法人日本経済団体連合会 副会長 当社 社外取締役	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株

- (注) 1. 各候補者と当社、TXBB及びBSJとの間には特別の利害関係はありません。また、TXHDとの間に特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 喜多恒雄氏及び大橋洋治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由
- (1) 喜多恒雄氏を社外取締役候補者とした理由は、報道メディアの専門家としての経歴を活かしてTXHDの経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、同社の経営体制が更に強化できるものと判断したことによります。
- (2) 大橋洋治氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が会社経営に関する豊富な経験、高い識見を有しており、TXHDの経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくこと

で、同社の経営体制が更に強化できるものと判断したことによります。

4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要

TXHDは、喜多恒雄氏及び大橋洋治氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法に定める最低責任限度額までとする責任限定契約を締結する予定であります。

5. 社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社におけるその在任中の法令違反等の事実

- (1) 喜多恒雄氏が取締役就任している㈱日本経済新聞社において、同社社員によるインサイダー取引事件が発生いたしました。同氏は同事件発生まで当該事実を認識しておりませんが、日頃から経営会議等において法令遵守の注意喚起をしておりました。
- (2) 大橋洋治氏が取締役就任している全日本空輸㈱は、平成20年2月から3月までに行ったプレミアムクラスの新聞広告に関し、景品表示法に違反する行為があったとして、平成20年8月、公正取引委員会より排除命令を受けました。

7. 株式会社テレビ東京ホールディングスの監査役となる者に関する事項

株式会社テレビ東京ホールディングスの監査役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するTXBBの株式数 (3) 所有するBSJの株式数 (4) 割当てられるTXHDの株式数
<p>おくがわ はじめ 奥川 元 (昭和20年3月13日生)</p>	<p>昭和44年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成8年3月 同社 マルチメディア局次長 平成11年7月 当社 報道スポーツ本部 報道局長 平成13年6月 当社 取締役 メディア戦略本部副本部長兼メディア開発局長 平成14年6月 当社 取締役 経営戦略本部副本部長兼メディア開発局長兼データ放送センター準備室長 平成15年6月 当社 取締役 メディア開発局長 平成16年6月 当社 常勤監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 当社 常勤監査役</p>	<p>(1) 3,686株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 3,686株</p>
<p>みつもり かずひこ 三森 和彦 (昭和21年10月14日生)</p>	<p>昭和44年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成8年3月 同社 東京本社 編集局次長 平成9年3月 同社 社長室次長 平成11年3月 日経アメリカ社社長 平成14年3月 ㈱日経人材情報(現㈱日経HR) 代表取締役社長 平成19年3月 ㈱日本経済新聞社 顧問 平成21年6月 同社 経理担当付 [現] 平成21年6月 当社 社外監査役 [現] 現在に至る (重要な兼職の状況) ㈱日本経済新聞社 経理担当付 当社 社外監査役</p>	<p>(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株</p>
<p>あらかし ひろし 荒木 浩 (昭和6年4月18日生)</p>	<p>昭和29年4月 東京電力㈱ 入社 昭和58年6月 同社 取締役 昭和61年6月 同社 常務取締役 平成3年6月 同社 取締役副社長 平成5年6月 同社 取締役社長 平成7年6月 電気事業連合会 会長 平成11年5月 社団法人経済団体連合会 副会長 平成11年6月 東京電力㈱ 取締役会長 平成14年5月 社団法人日本経済団体連合会 副会長 平成14年6月 当社 社外監査役 [現] 平成14年9月 東京電力㈱ 顧問 [現] 現在に至る (重要な兼職の状況) 東京電力㈱ 顧問 当社 社外監査役</p>	<p>(1) 1,611株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 1,611株</p>

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するTXBBの株式数 (3) 所有するBSJの株式数 (4) 割当てられるTXHDの株式数
な ち 中 地 (昭和7年3月2日生)	昭和53年3月 等松・青木監査法人(現有限責任監査 法人トーマツ)代表社員 平成9年8月 監査法人ナカチ 会長・代表社員 [現] 平成10年10月 日本公認会計士協会 会長 平成10年12月 金融再生委員会委員 平成11年4月 (株)ナカチ経営研究所 代表取締役 [現] 平成20年6月 当社 社外取締役 平成21年6月 当社 監査役 [現] 現在に至る (重要な兼職の状況) 監査法人ナカチ 会長・代表社員 当社 監査役	(1) 771株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 771株

(注)1. 各候補者と当社、TXBB及びBSJとの間には特別の利害関係はありません。また、TXHDとの間に特別の利害関係が生じる予定もありません。

2. 荒木浩氏及び三森和彦氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補者とした理由

(1) 荒木浩氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が会社経営に関する豊富な経験、高い識見を有しており、TXHDの経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、同社の監査体制が更に強化できるものと判断したことによります。

(2) 三森和彦氏を社外監査役候補者とした理由は、報道メディアの専門家としての経歴を活かしてTXHDの経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、同社の監査体制が更に強化できるものと判断したことによります。

4. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

TXHDは、荒木浩氏及び三森和彦氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法に定める最低責任限度額までとする責任限定契約を締結する予定であります。

5. 荒木浩氏が鹿島建設株式会社の社外監査役に在任中、以下の事実が発生しております。

① 同社は、平成16年7月、新潟市発注工事を巡り、独占禁止法に基づく排除勧告を受け、その後同意審決を受けました。これに伴い、平成18年7月、建設業法に基づく営業停止処分を受けました。

② 平成18年3月、防衛施設庁発注の岩国飛行場工事を巡り、同社社員が競売入札妨害罪による略式命令を受けました。これに伴い、同社は、平成18年5月、建設業法に基づく営業停止処分を受けました。防衛施設庁発注工事を巡っては、平成19年6月には、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。これに伴い、平成19年10月に建設業法に基づく営業停止処分を受けました。

③ 平成19年10月、名古屋市発注の地下鉄工事を巡り、同社及び同社元社員が独占禁止法違反の有罪判決を受け、同社は同年11月に同法による排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。これに伴い、平成20年1月に建設業法に基づく営業停止処分を受けました。

④ 同社は、平成4年における同社副社長(当時)らによる茨城県知事(当時)への贈賄事件について、平成21年1月に有罪判決が確定したことに伴い、平成21年3月に建設業法に基づく営業停止処分を受けました。

荒木浩氏は、上記④の贈賄事件の発生当時は、同社社外監査役には就任しておらず、また、上記①～③の事件については、その発生まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から他の監査役とともに、取締役会及び監査役会等を通じて、独占禁止法を含む各法令の遵守状況を監視し、法令に違背する業務執行がなされないことがないよう努めてきました。当該事件の判明後は、事実を調査し、原因を究明するとともに、監査役会等を通じて、再発防止策等が十分機能しているかを点検するなどして、適正に職務を遂行いたしました。

8. 株式会社テレビ東京ホールディングスの補欠監査役となる者に関する事項

株式会社テレビ東京ホールディングスの補欠監査役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するTXBBの株式数 (3) 所有するBSJの株式数 (4) 割当てられるTXHDの株式数
はやし ともゆき 林 智之 (昭和22年10月12日生)	昭和46年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成11年3月 同社 東京本社 販売局次長 平成12年3月 日経香港社(現日経中国(香港)社) 社長 平成14年3月 ㈱日経リサーチ 取締役 平成16年3月 ㈱日経カルチャー 専務取締役 平成18年3月 同社 代表取締役社長 平成22年3月 同社 顧問 現在に至る (重要な兼職の状況) ㈱日経カルチャー 顧問	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株

- (注) 1. 候補者と当社、TXBB及びBSJの間には特別の利害関係はありません。また、TXHDとの間に特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 林智之氏は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠の社外監査役として選任するものであります。
3. 補欠の社外監査役候補者とした理由
 林智之氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、報道メディアの専門家としての経歴を活かしてTXHDの経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、同社の監査体制が更に強化できるものと判断したことによります。
4. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要
 林智之氏が監査役に就任された場合、TXHDは同氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法に定める最低責任限度額までとする責任限定契約を締結する予定であります。

9. 株式会社テレビ東京ホールディングスの会計監査人となる者に関する事項

株式会社テレビ東京ホールディングスの会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名称	有限責任監査法人トーマツ
主たる事務所の所在場所	東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS 芝浦ビル
構成人員 (平成22年3月末日現在)	6,008名 内訳： 社員*636名、公認会計士 1,849名、 公認会計士試験合格者等(会計士補を含む) 2,279名、 その他の専門職 753名、事務職 491名 * 関係会社のパートナー兼務者を含む。
沿革	昭和43年5月 等松・青木監査法人設立 昭和50年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現 デロイト トウシュ トーマツ<DTT>) へ加盟 平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更 平成21年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更

10. 本議案の決議に関する事項

本議案につきましては、当社、TXBB及びBSJの3社において、上記2. に掲げた株式移転計画（以下、「本件計画」といいます。）第7条（株式移転計画承認株主総会）に定める株主総会における承認を得られることにより、効力が生じるものといたします。

また、本件計画第10条（本株式移転の実行の条件）または第11条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）に定める事項により、本件計画の効力が失われた場合、または本株式移転を中止した場合は、本議案の決議は失効するものといたします。

第3号議案 取締役13名選任の件

現任取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため2名増員することとし、取締役13名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	すがや きたひこ 菅谷 定彦 (昭和14年1月7日生)	昭和36年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成2年3月 同社 取締役 平成5年3月 同社 常務取締役 平成10年3月 同社 専務取締役 平成11年6月 当社 取締役副社長 編成制作本部長 兼報道スポーツ本部長 平成12年6月 当社 代表取締役副社長 編成制作本部長兼報道スポーツ本部長兼メディア戦略本部長 平成13年6月 当社 代表取締役社長 平成19年6月 当社 代表取締役会長 現在に至る	17,878株
2	しまだ まさゆき 島田 昌幸 (昭和20年1月16日生)	昭和44年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成11年3月 同社 取締役 平成14年3月 同社 常務取締役 平成17年6月 当社 専務取締役 制作局、報道局、スポーツ局担当 平成18年6月 当社 専務取締役 編成局、制作局、ドラマ制作室、報道局、スポーツ局担当 平成19年6月 当社 代表取締役社長 現在に至る	8,217株
3	のむら なおひろ 野村 尚宏 (昭和22年7月22日生)	昭和46年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成10年3月 同社 経理局次長 平成14年3月 同社 経理局総務 平成15年3月 同社 経理局長 平成16年3月 同社 執行役員 経理局長 平成18年3月 同社 取締役 経理担当 平成18年6月 当社 社外監査役 平成19年3月 ㈱日本経済新聞社 常務取締役 経理担当 平成21年3月 同社 顧問 平成21年4月 同社 経営企画担当付 平成21年6月 当社 専務取締役 経理担当 現在に至る	926株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
4	いぬかい ただし 犬 飼 正 (昭和21年9月2日生)	昭和44年4月 当社 入社 平成13年7月 当社 技術局次長 平成14年6月 (株)テクノマックス 取締役 平成15年6月 (株)テレビ東京コマースヤル 代表取締 役社長 平成16年6月 当社 取締役 技術局長 平成17年6月 当社 取締役 技術局、システム開発 室担当 平成18年6月 当社 常務取締役 技術局、システム 開発室担当 平成19年6月 当社 常務取締役 技術担当 平成20年6月 当社 常務取締役 技術局、システム 開発室担当兼番組情報基盤整備担当 平成21年6月 当社 常務取締役 技術局、情報シス テム局、コンプライアンス統括局担当 現在に至る	5,133株
5	きくち きとし 菊 池 悟 (昭和27年4月27日生)	昭和50年4月 当社 入社 平成12年7月 当社 営業本部 営業局次長 平成14年8月 当社 営業本部 営業局長 平成15年7月 当社 営業局長 平成16年6月 当社 取締役 営業局長 平成17年6月 当社 取締役 編成局長 平成17年7月 当社 取締役 編成局長兼B S業務推 進本部副本部長 平成19年6月 当社 常務取締役 編成局、ドラマ制 作室担当兼B S業務推進本部部長補 佐 平成20年6月 当社 常務取締役 営業局担当兼B S 業務推進本部長 平成21年4月 当社 常務取締役 営業局、アニメ局 担当兼B S業務推進本部長 平成21年6月 当社 常務取締役 営業局、ネットワ ーク局担当兼B S業務推進本部長 現在に至る	5,213株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	ふじのぶ なおみち 藤延直道 (昭和24年10月5日生)	昭和47年4月 当社 入社 平成11年7月 当社 報道スポーツ本部 報道局次長 兼ニュース取材部長 平成13年7月 当社 報道スポーツ本部 報道局長 平成15年7月 当社 報道局長 平成16年6月 (株)テレビ東京制作 代表取締役社長 平成18年6月 当社 取締役 制作局長 平成19年6月 当社 常務取締役 制作局、報道局、 スポーツ局担当 平成20年6月 当社 常務取締役 編成局、制作局、 報道局、スポーツ局担当兼B S業務推 進本部長補佐 平成21年6月 当社 常務取締役 編成局、制作局、 ドラマ制作室、報道局、スポーツ局担 当兼B S業務推進本部長補佐 現在に至る	3,938株
7	たかしま まさあき 高島政明 (昭和27年4月29日生)	昭和53年3月 学校法人東京商科学院 講師勤務 昭和58年4月 当社 入社 平成14年7月 当社 経理局次長兼経理部長 平成15年7月 当社 編成局次長兼編成管理部長 平成17年7月 当社 経理局長 平成19年6月 当社 取締役 経理局長 平成21年6月 当社 取締役 経理担当補佐兼内部統 制担当 現在に至る	1,294株
8	つじ みきお 辻幹男 (昭和23年5月11日生)	昭和47年4月 当社 入社 平成13年7月 当社 編成制作本部 編成局次長兼映 画・アニメ部長 平成14年7月 当社 事業局次長 平成15年1月 当社 事業局次長兼映像事業部長 平成15年6月 (株)プロント(現(株)テレビ東京ダイレク ト) 取締役 平成16年6月 (株)エー・ティー・エックス 代表取締 役社長 平成21年6月 当社 取締役 コンテンツ事業局、デ ジタル事業推進局、アニメ局、コンテ ンツ管理センター担当 現在に至る	462株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
9	さいとう しろう 齋藤史郎 (昭和23年9月16日生)	昭和47年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成17年3月 同社 取締役 平成18年3月 同社 常務取締役 平成19年3月 同社 専務取締役 [現] 平成19年6月 当社 社外取締役 [現] 現在に至る (重要な兼職の状況) ㈱日本経済新聞社 専務取締役	0株
10	おおし ようじ 大橋洋治 (昭和15年1月21日生)	昭和39年4月 全日本空輸㈱ 入社 平成5年6月 同社 取締役 平成9年6月 同社 常務取締役 平成11年6月 同社 代表取締役副社長 平成13年4月 同社 代表取締役社長 平成17年4月 同社 代表取締役会長 平成19年4月 同社 取締役会長 [現] 平成20年5月 社団法人日本経済団体連合会 副会長 [現] 平成21年6月 当社 社外取締役 [現] 現在に至る (重要な兼職の状況) 全日本空輸㈱ 取締役会長 社団法人日本経済団体連合会 副会長	0株
11	おかざき もりやす 岡崎守恭 (昭和26年2月1日生)	昭和48年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成12年3月 同社 東京本社 編集局次長 平成15年3月 同社 東京本社 編集局総務 平成16年3月 同社 大阪本社 代表室長 平成18年3月 同社 執行役員 大阪本社副代表兼代 表室長 平成19年3月 同社 常務執行役員 名古屋支社代表 平成21年3月 同社 顧問 平成21年6月 当社 上席執行役員 ネットワーク局 長 現在に至る	462株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
12	三宅誠一 (昭和26年7月4日生)	昭和51年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成15年3月 同社 米川編集総局長 平成17年3月 同社 社長室次長 平成18年3月 同社 法務担当補佐 平成18年7月 当社 報道局次長 平成19年7月 当社 経営戦略局長 平成20年6月 当社 取締役 経営戦略局長兼関連企業統括室長 平成21年6月 当社 上席執行役員 経営戦略局長兼関連企業統括室長 現在に至る	941株
13	井澤昌平 (昭和27年1月23日生)	昭和50年4月 当社 入社 平成14年7月 当社 編成制作本部 編成局長兼編成部長 平成15年7月 当社 コンテンツ事業局長 平成18年6月 ㈱プロント(現㈱テレビ東京ダイレクト) 常務取締役 平成20年4月 テレビ愛知㈱ 編成局長 平成21年6月 同社 執行役員 編成局長 現在に至る	2,049株

- (注)1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 斎藤史郎氏及び大橋洋治氏は、社外取締役候補者であります。当社は、大橋洋治氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役候補者とした理由及び現任の社外取締役であるときの在任期間
- (1) 斎藤史郎氏を社外取締役候補者とした理由は、報道メディアの専門家としての経歴を活かして当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、当社の経営体制が更に強化できるものと判断したことによります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
- (2) 大橋洋治氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が会社経営に関する豊富な経験、高い識見を有しており、当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、当社の経営体制が更に強化できるものと判断したことによります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要
- 斎藤史郎氏及び大橋洋治氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法に定める最低責任限度額までとする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社におけるその在任中の法令違反等の事実
- (1) 斎藤史郎氏が取締役就任している㈱日本経済新聞社において、同社社員によるインサイダー取引事件が発生いたしました。同氏は同事件発生まで当該事実を認識しておりませんが、日頃から経営会議等において法令遵守の注意喚起をしておりました。
- (2) 大橋洋治氏が取締役に就任している全日本空輸㈱は、平成20年2月から3月までに行ったプレミアムクラスの新聞広告に関し、景品表示法に違反する行為があったとして、平成20年8月、公正取引委員会より排除命令を受けました。

なお、当社は、本議案に関連して、平成22年4月12日付で新日本観光株式会社より、菅谷定彦氏（現代表取締役会長）及び島田昌幸氏（現代表取締役社長）の2名を取締役に選任しない旨の株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を

受けておりますが、両氏の取締役選任を含む本議案を会社提案として付議することによって、本株主提案の内容である両氏の取締役への不選任についての株主の皆様のご意向は、本議案に対する賛否の形でお諮りすることができますので、本株主提案を本総会の単独の議題としては取り扱わず、本株主提案に係る議案の内容及び提案の理由並びに当社取締役会の意見を本書に記載することとしております。なお、本株主提案の提案株主（1名）の議決権の数は、19,022個であります。

○本株主提案の内容

議案の内容

菅谷定彦氏及び島田昌幸氏の2名を取締役に選任しない。

提案の理由

1 株価の下落による経営責任

テレビ東京の2010年3月末日現在の株価（終値）は1,855円であり、前年3月末日の株価（終値）3,830円の半額以下となっている。

昨年も、テレビ東京の株価は下落し、とうとう株式上場後最安値を更新してしまっただが、そのような状況につき、会長である菅谷定彦氏（以下「菅谷氏」という。）は、世界的な不景気により市場全体の株価が下がっている状況であり、日経平均株価も下がっているの、やむを得ないという言い訳をしていた。

しかし、日経平均株価はここ1年間で8,000円台から11,000円台へと37%も上昇している。他の主要在京キーチャンネルの株価を比較したところ、フジ・メディア・ホールディングが29,000円、日本テレビが3,500円、テレビ朝日が33,000円といずれも上昇している。

このように、全ての会社の株価が値上がりし、日経平均株価が37%も上昇しているこの1年間、テレビ東京の株価は半値以下という大暴落である。日経平均株価の37%上昇の流れに乗れば、5200円になってしかるべき状況にもかかわらず、逆に1855円とは、実質的には3分の1になったということである。これは、テレビ東京以外の会社の株式を持っていれば、資産が37%上昇したのに、テレビ東京の株式を持っていることで資産が半分になったと言うことを意味し、これはテレビ東京の株主全員にとって大打撃である。

このような状況から、テレビ東京の株価下落が、市場全体の株価下落という世相によるものという菅谷氏の言い訳は、もはや通用しない。

確かに、世界的な不況という現状ではあるが、日経平均株価を始め、同業界である他のテレビ局が確実に株価を伸ばしている中、テレビ東京の株価が大暴落した、イコール、テレビ東京の企業の価値が下落したのは、会長である菅谷氏及び社長である島田昌幸氏（以下「島田氏」という。）というテレビ東京のトップ2人による経営力の無さによるものであることは明らかである。

この責任をとって、菅谷氏及び島田氏両氏は、直ちに辞任すべきであり、間

違っても、更に一年続投することは許されない。

2 業績悪化に対する経営責任

- (1) テレビ東京の2010年3月期第3四半期累計期間の決算は、売上高が前年同期比11%の減益となっている。このような業績悪化の内訳として、まず放送事業におけるタイム・スポットのトータル収入の前年同期比15.6%減収、BS収入の前年同期比12.4%減収があげられる。

特に、第1四半期のスポット収入は、地区平均を下回るという惨状であった。

この点に関して、島田氏は、2009年5月の定例会見において、タイム・スポットのトータル収入が前年度2ケタ減であることを認識していたにもかかわらず、「昨年度より厳しいという前提で」「低い水準で設定した予算をクリア」したことで満足しており、何ら具体的な打開策を打ち出していない。

このように、島田氏のリスクマネージメントの甘さは相当なものである。社長の地位にある島田氏はもとより、会長である菅谷氏両氏のこのような無能さが、結果として上記減収を招いたことは火を見るより明らかである。

スポット収入が黒字に転じているテレビ局もあるなか、原因が分かっているながら何ら実効的な対策を講じず、さらなる減収を招いているような会長及び社長である菅谷氏及び島田氏両氏に、テレビ東京の経営を任せることに株主として大きな不安を覚える。

- (2) テレビ東京の視聴率は、GH、PT、全日3部門とも前年同期よりダウンしている。

この点に関しても、島田氏は定例会見において、「テレビ局のビジネスの基本は、まだやっぱり視聴率です」、「要因がはっきりしているので、きちっと対応すればいい」と発言し、具体的な対応策を実行しているようにもみえる。しかし、現実には、その後も視聴率は下降の一途をたどっており、2010年1月の定例社長会見で島田氏自ら発言しているとおおり、1月の「GHは18年半ぶりに6%台に落ち」込むという惨状を踏まえると、島田氏の経営者として失格である。

- (3) 現在の不況下において、このまま菅谷氏や島田氏にテレビ東京の経営を任せておくと、会社の倒産を招く危険さえないとはいえない。

なお、テレビ東京は、前回の第41回株主総会において、経営体制のスリム化と機動的な経営の意思決定を行うため、取締役の数を5名減員している。本来であれば経営者として不適格な菅谷氏と島田氏が、業績悪化の責任をとって辞任すべき立場にあったはずである。今回、取締役にも再任されるようなことがあってはならない。

3 会長役職が不要であること

会長である菅谷氏は、テレビ東京の大株主である株式会社日本経済新聞社を

退職後、天下り先としてテレビ東京の社長となり、挙げ句の果てに会長役職に就いた者である。

本来、会長とは、会社の創業者等会社に貢献してきた人物が社長の役職を退いた後に就く職であり、間違っても天下り先のポストではない。

しかも、菅谷氏は会長就任後、局長以上の役職を無能なイエスマンばかりで固め、定例会見で毎月同じコメントをしていることから明らかなどおり、テレビ東京の業績の悪化についてもまるで他人事のようにお構いなしである。

このようにテレビの素人である菅谷氏が、気楽な天下り先としてテレビ東京の経営を行っていることによる株主や社員の不安、憤りは菅谷氏に全く届いていない。

現在のテレビ東京において、会長という役職は不要であり、ましてや菅谷氏が会長である必要性は皆無であることから、菅谷氏が取締役役に再任されることはありえないことである。

4 菅谷氏が日本民間放送連盟の代表に選出されなかったこと

社団法人日本民間放送連盟（以下「民放連」という。）とは、無線で放送する日本の民間（商業）ラジオ・テレビジョン放送事業者による、放送倫理水準の向上ならびに業界共通問題の処理を目的に設立した業界団体であり、テレビ東京も加盟している。

民放連の会長職は、基本的に各民放テレビキー局の最高幹部が務めることになっており、昨年は、順番的に菅谷氏が会長に選出されるはずであった。

にもかかわらず、最終的に菅谷氏は選出されず、テレビ朝日の現相談役である広瀬道貞氏が引き続き在任している。

この事実より、菅谷氏は、局内のみならず、業界においても信頼を置かれていないことは明らかであり、このような人物がテレビ東京のトップである会長として再任されることは、対外的にもテレビ東京に悪影響を与えることは目に見えている。

5 総括

以上の通り、菅谷氏と島田氏は、テレビ東京の経営責任者として不適格な人物であり、取締役役に選任されるべきではない。

（注）以上の「議案の内容」と「提案の理由」は、株主から提出された株主提案請求書の内容をそのまま記載したものです。

○取締役会の意見

取締役会としては、以下の理由により本提案に反対します。

放送業界では、一昨年「リーマン・ショック」以降、広告出稿額が急激な落ち込みを見せました。これらの影響により、当社も平成20年度（平成20年4月～平成21年3月）においては最終赤字を計上するに至りました。

しかしながら、当社は、2年連続の赤字決算を避けるべく、平成23年3月期を最終年度とする「08経営計画」を着実に推進し、全社一丸となってこの一年間業績向上に取り組んでまいりました。具体的には、番組制作費・人件費をはじめとした費用を削減し、一方で、経済ドキュメンタリーやアニメなど当社の得意分野を活かした個性的なタイムテーブルを構築したほか、番組コンテンツの2次利用にも積極的に取り組んでまいりました。

その結果、依然として広告市場の本格的な回復には至っていないものの、当事業年度（平成21年4月～平成22年3月）においては、連結・単体決算ともに黒字決算に転じ、単体決算では当期純利益16億5千8百万円、連結決算では当期純利益11億9千2百万円を計上することができました。このような厳しい経営環境の中であって、かかる全社的な業績回復への取組みを推進することができたのも、代表取締役会長菅谷定彦氏及び代表取締役社長島田昌幸氏の強いリーダーシップがあったからにはほかならないと取締役会は考えております。

また、当社グループは、今後引き続き、広告市場の停滞が予想される中で、グループ化による経営の効率化や財務基盤の強化を図るとともに、新たなビジネスモデルを積極的に構築し、展開していくことを目的として、当社、テレビ東京ブロードバンド株式会社及び株式会社B S ジャパンとの3社で共同株式移転の方法により認定放送持株会社を設立し、経営統合を行うことを決定しております。

この経営統合に際しても、菅谷定彦氏及び島田昌幸氏はそれぞれ強いリーダーシップを発揮して当社グループの成長戦略を打ち出しており、両氏は、今後の当社グループの成長・発展のために、取締役会に不可欠な人材であると考えております。

そして、以上のような取組みを通じて、当社が良質なコンテンツを効率的に様々なメディアを通して提供し、引き続き業績向上に邁進することが、結果として株価にも反映されるものと考えております。

また、当社では菅谷定彦氏は社外向けの活動を中心に、島田昌幸氏は社内及び当社グループ内の活動を中心に、各々職責を担っております。菅谷定彦氏は、現在、社団法人日本民間放送連盟の副会長の任に就いており、島田昌幸氏は、認定放送持株会社の代表取締役社長に就任予定です。このように、両名とも各々の職務を忠実かつ積極的に実行しており、不再任を求められるような事由はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本選任につきましては、取締役会の決議により、監査役会の同意を得て、就任前にその選任の取消しを行うことができるものとさせていただきます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
林 智之 (昭和22年10月12日生)	昭和46年4月 ㈱日本経済新聞社 入社 平成11年3月 同社 東京本社 販売局次長 平成12年3月 日経香港社(現日経中国(香港)社) 社長 平成14年3月 ㈱日経リサーチ 取締役 平成16年3月 ㈱日経カルチャー 専務取締役 平成18年3月 同社 代表取締役社長 平成22年3月 同社 顧問 現在に至る (重要な兼職の状況) ㈱日経カルチャー 顧問	0株

(注)1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 林智之氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。

3. 補欠の社外監査役候補者とした理由

林智之氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、報道メディアの専門家としての経歴を活かして当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、当社の監査体制が更に強化できるものと判断したことによります。

4. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

林智之氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法に定める最低責任限度額までとする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される張替正美氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
はりが替 まさみ 張 替 正 美	平成17年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役 現在に至る

また、当社は経営改革の一環として、役員報酬制度を見直すこととし、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを平成22年4月27日開催の取締役会で決議いたしました。

これに伴い、第3号議案を会社提案のとおりご承認いただいた場合に重任される取締役8名及び任期中の監査役1名に対し、これまでの功労に報いるため、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で打切り支給したいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、取締役及び監査役各氏のそれぞれの退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
すがや さだひこ 菅 谷 定 彦	平成11年6月 当社取締役副社長 平成12年6月 当社代表取締役副社長 平成13年6月 当社代表取締役社長 平成19年6月 当社代表取締役会長 現在に至る
しまだ まさゆき 島 田 昌 幸	平成17年6月 当社専務取締役 平成19年6月 当社代表取締役社長 現在に至る
のむら なおひろ 野 村 尚 宏	平成21年6月 当社専務取締役 現在に至る
いぬかい ただし 大 飼 正	平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 現在に至る
きくち さとし 菊 池 悟	平成16年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役 現在に至る

氏 名	略 歴
<small>ふじのぶ</small> 藤 延 <small>なおみち</small> 直 道	平成18年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役 現在に至る
<small>たかしま</small> 高 島 <small>まさあき</small> 政 明	平成19年6月 当社取締役 現在に至る
<small>つじ</small> 辻 <small>みきお</small> 幹 男	平成21年6月 当社取締役 現在に至る
<small>おくがわ</small> 奥 川 <small>はじめ</small> 元	平成16年6月 当社常勤監査役 現在に至る

以 上

インターネットでの議決権行使について

1 インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください）をご利用いただくことによるのみ可能です。
- (2) 携帯電話によるインターネットでの議決権行使はできませんので、ご了承くださいます。
- (3) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次回以降の総会に関しては、その都度新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
- (4) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- (5) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。
- (6) 議決権行使サイトへのアクセスに伴い発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2 インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) 議 決 権 行 使 サ イ ト (<http://www.it-soukai.com/> または <https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしてください。ただし、午前3時から午前5時までの間は議決権行使サイトにアクセスすることはできません。
- (2) 議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。議決権行使コード及びパスワードは、招集ご通知に同封された議決権行使書面の右下に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3 ご利用環境

パソコン	Windows®機種 (PDA、携帯電話、ゲーム機には対応していません。)
ブラウザ	Microsoft® Internet Explorer5.5以上
インターネット環境	プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境
画面解像度	1024×768以上をご推奨いたします。

*Microsoft、Windowsは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標または商

標です。

4 セキュリティについて

行使された情報が無断で閲覧・改竄されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しております。

また、議決権行使書面に記載された議決権行使コード及びパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様の議決権行使コードやパスワードをお問い合わせすることはございません。

5 お問い合わせ先について

(1) 議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話 0120-768-524（フリーダイヤル）

（受付時間 9：00～21：00 土日休日を除く）

(2) 上記(1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

株主総会会場ご案内図

【会 場】 ホテルオークラ東京 別館 地下2階 アスコットホール
東京都港区虎ノ門二丁目10番4号



●地下鉄の最寄り下車駅

- 日比谷線 神谷町駅 4b出口より徒歩約5分 ①の別館宴会場入口をご利用ください。
- 南北線 六本木一丁目駅 3番出口より徒歩約5分 ②の別館玄関をご利用ください。
- 銀座線 } 溜池山王駅 13番出口より徒歩約10分 ③の別館玄関をご利用ください。
- 南北線 }
- 銀座線 虎ノ門駅 3番出口より徒歩約15分 ④の本館宴会場入口をご利用ください。

お願い：当日は、会場周辺道路・駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

(第42回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第42期

報 告 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

株式会社 テレビ東京

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成21年4月～平成22年3月）の日本経済は、政府の景気刺激策が効果を発揮したことや海外経済の改善を背景に、企業収益の回復が進み、景気は持ち直しの動きをみせました。しかし、デフレが続くなど経済活動の水準は必ずしも楽観できない状況で推移しました。

このような状況の中、当連結会計年度の売上高は1,060億3千3百万円、前年同期比11.5%減、営業利益は18億7千3百万円、前年同期比41.0%増、経常利益は20億6千5百万円、前年同期比45.6%増となりました。また、当期純利益は1億9千2百万円となりました。

部門別収入の内容は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	売上高		営業利益	
	当連結会計年度	前年同期比(%)	当連結会計年度	前年同期比(%)
放送事業	90,021	△10.0	2,053	133.4
ライツ事業	17,854	△17.1	△19	—
消去または全社	△1,842		△160	
合計	106,033	△11.5	1,873	41.0

(放送事業)

放送収入のうちタイム収入は、ネット部門、ローカル部門、特番部門ともに前年度を下回りました。年度を通してレギュラー番組の売上が大きく減少、特番部門でも、前年は北京オリンピックがあったことの反動に加え、土日夕方の特番枠のセールスが苦戦し、タイム全体としては459億2千1百万円、前年同期比15.6%の減収となりました。一方、スポット収入は「フレンドシッププロジェクト」等の企画セールスを積極的に展開しましたが、市況の落ち込みをカバーできませんでした。金融、不動産、自動車関連等の高シェアスポンサーの出稿減少も大きく218億5千2百万円、前年同期比10.1%の減収となりました。タイム・スポットトータルでは677億7千3百万円、前年同期比13.9%の減収となりました。BS収入は15億8千3百万円、前年同期比14.0%の減収となりました。

番組販売収入は、10月クールで新番組の販売先が増え、年末年始の特番や単発

番組の販売で多少持ち直したものの、ローカル各局の厳しい営業状況により、番組購入を抑制する傾向に加え、ローカル局への売上が好調だった番組の終了が響き、45億7千9百万円、前年同期比3.2%の減収となりました。

費用面では、番組制作費の削減や売上減少に伴う代理店手数料の減少等により、営業費用全体では879億6千8百万円、前年同期比11.3%の減少、営業利益は20億5千3百万円、前年同期比133.4%の増益となりました。

(ライツ事業)

ソフトライツ収入のうち、アニメ事業では「ポケットモンスター」、「NARUTO」、「遊戯王」等の主力番組のほかに、「たまごっち!」などの新作や(株)アニプレックスと共同で企画、制作、放送していく「アニメノチカラ」プロジェクトがスタートしましたが、前年同期にくらべ減収となりました。一般番組では「モヤモヤさまぁ〜ず2」、「ゴッドタン」、「やりすぎコージー」などのDVD販売が好調で、前年同期にくらべ増収となりました。IT事業では、「ピラメキーン」着うたダウンロード、旅グルメサイト「虎ノ門市場」が好調でした。映画事業は「60歳のラブレター」や「劇場版ポケットモンスター2009」、「劇場版NARUTO2009」などの興業成績、「パコと魔法の絵本」、「少年メリケンサック」などのDVDセールスなどが堅調でしたが、不調な映画もあり、前年同期にくらべ減収となりました。この結果、ソフトライツ収入全体としては161億7千万円、前年同期比17.4%の減収となりました。

イベント収入は「ジャパンオープン&カーニバルオンアイス」、「柔道グランドスラム」、「ディズニーオンクラシック」、「東急ジルベスターコンサート」などが堅調でしたが、「恐竜2009砂漠の奇跡」、「ARENA di VERONA & PLACIDO DOMINGO in TOKYO 2010」などが振るわず、16億8千3百万円、前年同期比14.9%の減収となりました。

以上の結果、ライツ事業の売上高は178億5千4百万円、前年同期比17.1%の減収、1千9百万円の営業損失となりました。

2. 番組編成

当連結会計年度の部門別視聴率はゴールデン7.1%（前年同期比0.6%減）、全日3.2%（前年同期比0.3%減）、プライム6.7%（前年同期比0.6%減）となり、3部門とも前年同期を下回りました。

ゴールデン・プライムに関しては、10月からの新番組木曜20時の「空から日本を見てみよう」が前年同期比1.7%増となりました。また、「所さんの学校では教えてくれないそこんトコロ!」や「出沒!アド街ック天国」が前年同期の視聴率を上回りました。一方、新番組「逆流リサーチャーズ」や「水曜シアター9」などが前年同期比でマイナスとなりました。

特番では、「元祖!大食い王決定戦」が秋と春の2回とも10%以上、「名曲ベストヒット歌謡」が13.8%、「愛と涙の女優伝説」(12.0%)、「ドラマスペシャル・シューシャインボーイ」(12.2%)等が高視聴率を獲得しました。

3. 企業団体の資金調達等の状況

(1) 資金調達

当社は、安定的な運転資金の確保、投資有価証券の取得、設備投資などのため、平成21年5月に取引銀行5行より長期借入金5,000百万円を調達いたしました。

(2) 設備投資

設備投資は、地上デジタルテレビ放送のインフラ構築を更に推し進めるためにデジタル送出関係の設備を中心に投資を行いました。

設備投資総額は22億4千2百万円であり、その主なものはデジタル中継局8億9千1百万円、デジタル放送関連設備5億1千1百万円です。

4. 企業集団の直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 39 期 (平成18年度)	第 40 期 (平成19年度)	第 41 期 (平成20年度)	第 42 期 (平成21年度) (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	124,069	121,645	119,759	106,033
経 常 利 益 (百万円)	4,797	2,819	1,418	2,065
当期純利益または 当期純損失(△) (百万円)	2,440	1,055	△2,032	1,192
1株当たり当期純利益または 当期純損失(△) (円)	118.20	51.12	△98.45	57.77
総 資 産 (百万円)	78,839	78,982	71,855	75,147
純 資 産 (百万円)	51,529	50,942	47,654	49,478

[平成18年度]

第39期の売上高は主にタイム収入の好調により1,240億6千9百万円、前年同期比3.6%の増収となりましたが、番組制作費の積極的な投入により、経常利益は47億9千7百万円、前年同期比31.4%の減益となりました。また、当期純利益は24億4千万円、前年同期比45.4%の減益となりました。

[平成19年度]

第40期の売上高は主にタイム収入の不振により1,216億4千5百万円、前年同期比2.0%の減収となりました。売上減少に伴い、また、持分法適用会社の事業見直しによる損失計上により、経常利益は28億1千9百万円、前年同期比41.2%の減益となりました。また、当期純利益は10億5千5百万円、前年同期比56.7%の減益となりました。

[平成20年度]

第41期の売上高は主に放送収入の不振により1,197億5千9百万円、前年同期比1.6%の減収となりました。売上減少に伴い、経常利益は14億1千8百万円、前年同期比49.7%の減益となりました。また、繰延税金資産の回収可能性を検討し、その一部を取崩した結果、20億3千2百万円の当期純損失となりました。

[平成21年度] (当連結会計年度)

前記1.の「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

5. 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、平成20年度からの3ヵ年の中期経営計画で対象期間をデジタル時代に「最良にして最強のキー局」を目指すための基礎固めの時期と位置づけ、「挑戦」と「改革」を全社目標のキーワードに据えています。

「挑戦」のキーワードでは「ヒット番組の開発」、「マルチユースの推進」、「新規事業の立ち上げ」、「包括的な海外戦略の構築」、「ブランド戦略の推進」等の重要施策を通じて、目標指標である「売上高営業利益率＝5%」の足場を固めていきます。

「改革」のキーワードでは「コストコントロールの強化」、「グループ戦略の強化」、「ナンバーワン分野の開拓と育成」、「チャレンジする風土づくり」、「CSR（企業の社会的責任）活動の推進」等の重要施策を通じて、デジタル時代の成長の土台を築きます。

特に「コストコントロールの強化」については、番組制作費の効率運用や従業員の賃金体系の見直しによる人件費の抑制など平成20年度からの取り組みを継続するだけでなく、コンテンツ投資や「その他販管費」も含めた全ての費用について抜本的な見直しを進め、企業体質を早急に強化する考えです。さらに、関連企業統括室を中心に、関連会社と共同で番組制作費等をより効率的に活用する取り組みを加速し、デジタル時代の「グループ戦略の強化」についてもより具体化を図り、連結ベースの収益力向上も図る所存です。

加えて、メディア企業グループとしての特色を生かした社会貢献活動、内部統制やコンプライアンスの強化・徹底、危機管理システムの確立などを進め、報道機関として、上場企業として社会的責任を果たすことを強く意識していきます。

当社は、平成22年3月26日開催の取締役会において、テレビ東京ブロードバンド株式会社及び株式会社BSジャパンと平成22年10月1日（予定）を効力発生日として、共同株式移転により共同持株会社を設立し、同社を認定放送持株会社とする経営統合を行うことについて基本的な合意を決議し、本経営統合に関する「基本合意書」に調印しました。

認定放送持株会社は、平成20年4月に施行された改正放送法で認められた制度で、複数の地上放送局と1つのBS局などを100%子会社として保有することができ、グループ化による経営の効率化や財務基盤の強化が図れます。当社グループは、この制度を活用することにより、地上波、BS波、CS波、FMラジオに加え、インターネットやモバイルでもコンテンツを効率的に視聴者に提供する体制を構築することが可能となります。放送と通信の連携を具現化するとともにグループの持つ経営資源を無駄なく活用し、責任あるメディアとしての役割を果たしながらグループの競争力強化がより図りやすくなります。

また、戦略機能を認定放送持株会社を集約することで、グループ外の企業との事業提携や資本提携についてもより適切なタイミングで実行していくことが可能

になり、既存事業の強化に加えて、新規事業への展開力を強化して企業価値の向上を図ります。

6. 企業集団の主要な事業セグメント（平成22年3月31日現在）

事業区分	事業内容
放送事業	テレビ広告枠の販売、番組の国内地上波放送局向け販売、BS放送関連、番組の制作・技術等
ライツ事業	放送番組の周辺権利を利用した事業、映画出資事業、イベント事業、音楽著作物の管理等

7. 企業集団の主要拠点等（平成22年3月31日現在）

(1) 当社

本社・スタジオ	東京都港区
天王洲スタジオ	東京都品川区
関西支社	大阪府大阪市北区
名古屋支社	愛知県名古屋市中区

(2) 子会社

㈱テレビ東京ミュージック	東京都港区
㈱テレビ東京メディアネット	東京都港区
㈱テレビ東京コマーシャル	東京都港区
㈱テレビ東京アート	東京都港区
㈱テレビ東京システム	東京都港区
㈱テレビ東京制作	東京都港区
㈱テレビ東京ダイレクト	東京都港区
㈱テレビ東京ヒューマン	東京都港区
㈱テクノマックス	東京都品川区
㈱テレビ東京建物	東京都品川区
㈱イー・ティー・エクス	東京都港区
TV TOKYO AMERICA, INC.	米国ニューヨーク州
エフエムインターウェーブ㈱	東京都品川区

8. 企業集団の従業員の状況（平成22年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員数

（役員を除く）

事業区分	従業員数	前期末比
放送事業	1,179名	8名減
ライツ事業	66名	12名増
全社（共通）	107名	12名減
合計	1,352名	8名減

（注）従業員は就業人員数を表示しております。また、臨時雇用者を含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

（役員を除く）

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
706名	7名減	38.9歳	14.5年

（注）従業員は就業人員数を表示しております。また、臨時雇用者を含んでおりません。

9. 重要な子会社等の状況（平成22年3月31日現在）

(1) 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容	設 立 年 月 日
(子 会 社)	百万円	%		
㈱テレビ東京ミュージック	10	100.0	音楽著作権の管理	昭44. 8. 25
㈱テレビ東京メディアネット	20	100.0	放送番組、ビデオ・マー チャンダイジングの販売	昭53. 4. 1
㈱テレビ東京コマーシャル	10	70.0	テレビコマーシャルの編 集、制作	昭53. 9. 30
㈱テレビ東京アート	20	100.0	放送番組の美術装置の企 画、制作、各種照明の企 画並びに制作に伴う業務	昭61. 10. 1
㈱テレビ東京システム	10	100.0	コンピュータソフトの企 画開発・管理	昭62. 10. 1
㈱テレビ東京制作	20	100.0	テレビ番組の企画・制作	昭63. 3. 1
㈱テレビ東京ダイレクト	20	100.0	通信販売事業・広告代理 業	平 6. 12. 1
㈱テレビ東京ヒューマン	10	100.0	放送番組の制作・販売、 放送準備業務	昭46. 10. 12
㈱テクノマックス	40	90.0	スタジオ番組、中継番組 の技術制作	昭53. 5. 8
㈱テレビ東京建物	20	100.0	スタジオ及び不動産の賃 貸・管理業務	平11. 10. 1
㈱エー・ティー・エックス	1,281	44.4	アニメーションの放送業 務、アニメーション番組 の企画・制作・著作権取 得	平12. 6. 26
TV TOKYO AMERICA, INC.	USドル 1,000,000	100.0	報道業務並びに米国市場 における番組の売買、調 達、二次使用の交渉窓口	平12. 12. 12
エフエムインターウェーブ㈱	300	100.0	外国語超短波FM放送事 業・放送番組制作	平 7. 9. 14

会 社 名	資 本 金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容	設立年月日
(関 連 会 社)				
テレビ東京ブロードバンド(株)	1,483	34.6	放送コンテンツ等の権利 獲得処理、及びインター ネット等への配信	平13. 3. 1
(株)チェンジフィールド	40	40.0	モバイルを活用したソフ トウェア企画、製作及び 通信サービスの提供	平21. 4. 10
(株)日経映像	60	33.3	テレビ番組の企画・制 作・販売、テレビニュー スの取材・制作	昭33. 7. 1
(株)インタラクティブィ	100	42.5	放送法上の委託放送事業	平13. 1. 18

(注) (株)イー・ティー・エックスに対する出資比率のうち、20.8%は(株)テレビ東京メディアネットを通じた間接所有であります。また、(株)イー・ティー・エックスに対する持分は50%以下であります。また、実質的に支配しているため、子会社としております。また、上記のほか、民法上の任意組合NARUTO製作委員会他15社を持分法適用の非連結子会社としております。

(2) 企業結合の経過

テレビ東京ゴルフダイジェスト・オンラインLLC合同会社については、当連結会計年度において解散したため連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度に新たに設立した(株)チェンジフィールドを持分法適用の範囲に含め、D I S(株)及び(株)パコマは、テレビ東京ブロードバンド(株)が当連結会計年度中に株式を売却し、テレビ東京ブロードバンド(株)の関連会社に該当しなくなったため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は、1,060億3千3百万円、前年同期比11.5%の減収となりました。また、経常利益は20億6千5百万円、前年同期比45.6%の増益、当期純利益は11億9千2百万円となりました。

(4) その他重要な企業結合の状況

株式会社日本経済新聞社は当社の議決権33.3%を所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

10. 主要な借入先の状況（平成22年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,395
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	1,395
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,550
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,550
株 式 会 社 り そ な 銀 行	310
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100

II. 株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 82,580,000株
(2) 発行済株式の総数 20,645,000株（自己株式566株を含む。）
(3) 株主数 5,855名
(4) 単元株式数 100株
(5) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 日 本 経 済 新 聞 社	6,881,950	33.34
新 日 本 観 光 株 式 会 社	1,902,200	9.21
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,036,150	5.02
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	984,300	4.77
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	600,040	2.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （中央三井アセット信託銀行再信託分・ ㈱三井住友銀行退職給付信託口）	590,500	2.86
東 レ 株 式 会 社	518,050	2.51
株 式 会 社 毎 日 放 送	518,050	2.51
三 井 物 産 株 式 会 社	518,050	2.51
テ レ ビ 東 京 社 員 持 株 会	369,140	1.79

(注)1. 持株比率は自己株式（566株）を控除して計算しております。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱の保有する590,500株は、㈱三井住友銀行が所有する当社株式590,600株のうち590,500株を退職給付信託のため拠出したものであります。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（平成22年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	菅 谷 定 彦	
代表取締役社長	島 田 昌 幸	
専 務 取 締 役	野 村 尚 宏	経理担当
常 務 取 締 役	犬 飼 正 正	技術局、情報システム局、コンプライアンス統括局担当
常 務 取 締 役	菊 池 悟	営業局、ネットワーク局担当 兼 B S業務推進本部長
常 務 取 締 役	藤 延 直 道	編成局、制作局、ドラマ制作室、報道局、スポーツ局担当 兼 B S業務推進本部長補佐
常 務 取 締 役	張 替 正 美	秘書室、総務局、人事局担当 兼 労務担当
取 締 役	高 島 政 明	経理担当補佐 兼 内部統制担当
取 締 役	辻 幹 男	コンテンツ事業局、デジタル事業推進局、アニメ局、コンテンツ管理センター担当
取 締 役	斎 藤 史 郎	(株)日本経済新聞社 専務取締役
取 締 役	大 橋 洋 治	全日本空輸(株) 取締役会長、社団法人日本経済団体連合会 副会長
常 勤 監 査 役	奥 川 元	
監 査 役	三 森 和 彦	(株)日本経済新聞社 経理担当付
監 査 役	荒 木 浩	東京電力(株) 顧問
監 査 役	中 地 宏	監査法人ナカチ 会長・代表社員

- (注)1. 取締役 斎藤史郎氏、取締役 大橋洋治氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 三森和彦氏、監査役 荒木浩氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 中地宏氏は、公認会計士の資格を有し、日本公認会計士協会会長を歴任するなど、財務及び会計について相当な知見を有しております。
 4. 当社は、取締役 大橋洋治氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 当事業年度中に辞任等した取締役及び監査役

氏 名	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況	退 任 日	退任事由
出 原 達 夫	監査役	平成21年6月18日	辞任
野 村 尚 宏	社外監査役 (株)日本経済新聞社 顧問	平成21年6月24日	辞任
齋 藤 宏	社外監査役 (株)みずほコーポレート銀行 取締役会長	平成21年6月24日	辞任

3. 当事業年度に係る役員の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	名 18	百万円 331
	(内 社外) 2	(内 社外) 6
監 査 役	5	41
	(内 社外) 2	(内 社外) 6
合 計	23	372
	(内 社外) 4	(内 社外) 13

- (注)1. 上記には、平成21年6月18日をもって退任した監査役1名、平成21年6月24日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役8名及び監査役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 支給額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金として費用処理した63百万円（取締役9名に対し59百万円、監査役1名に対し4百万円）を含めております。なお、社外役員には役員退職慰労金制度は適用しておりません。

(2) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成21年6月24日開催の第41回定時株主総会決議に基づき、平成21年3月26日をもって退任した取締役1名及び同総会終結の時をもって退任した取締役7名に対して役員退職慰労金127百万円を支払っております。

なお、この金額は、上記(1)及び過年度において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額にすべて含まれております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役 齋藤史郎氏は、(株)日本経済新聞社の専務取締役であり、同社と当社の間には、本社建物の賃借、番組制作の協力、イベント事業に係る取引などがあります。
- ・社外取締役 大橋洋治氏は、全日本空輸(株)の取締役会長であり、同社と当社の間には、広告に係る取引などがあります。また、同氏は、社団法人日本経済団体連合会の副会長であり、当社は同会の会員であります。
- ・社外監査役 三森和彦氏は、(株)日本経済新聞社の経理担当付であり、同社と当社の間には、本社建物の賃借、番組制作の協力、イベント事業に係る取引などがあります。
- ・社外監査役 荒木浩氏は、東京電力(株)の顧問であり、同社と当社の間には、電力の購入、広告に係る取引などがあります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	齋 藤 史 郎	当事業年度に開催した取締役会14回のうち9回に出席し、報道メディアの専門知識、豊富な経営経験に基づき意見を述べております。
取 締 役	大 橋 洋 治	平成21年6月24日就任以降開催した取締役会12回のうち9回に出席し、豊富な経営経験、知識に基づき意見を述べております。
監 査 役	三 森 和 彦	平成21年6月24日就任以降開催した取締役会12回のすべてに出席し、また、監査役会14回のすべてに出席して報道メディアの専門知識、豊富な経営経験に基づき意見を述べております。
監 査 役	荒 木 浩	当事業年度に開催した取締役会14回のうち10回に出席し、また、監査役会18回のうち16回に出席して豊富な経営経験、知識に基づき意見を述べております。

(注) 上記のほか、監査役と代表取締役との意見交換会を定期的に開催しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法に定める最低責任限度額までとする責任限定契約を締結しております。

IV. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	45百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は解任を決定いたします。

取締役会は、継続監査年数等を理由に解任または不再任が妥当と判断する場合は、株主総会の付議事項とすることを決定いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制を強化する。

- (1) 当社は、公共性・社会的責務の重要性を深く認識し、番組の放送及び制作に際しては、諸法令並びに日本民間放送連盟や当社が定める諸基準・指針等に則り、事故及びその他の諸問題が発生しないよう体制を強化する。
- (2) 「テレビ東京グループ行動規範」の遵守を当社グループ全ての役員・従業員に徹底する。
- (3) 取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」と、その附属組織である「放送倫理専門部会」、「情報保護専門部会」、「セクシャルハラスメント防止対策専門部会」及び「リスク管理専門部会」を定期的かつ随時開催し諸施策を推進する。
- (4) 法令や行動規範の違反、あるいは違反するおそれのある行為等について、通報・相談する窓口を社内及び外部に置き、コンプライアンスの実効性を高める。

2. リスク管理体制を整備する。

- (1) 取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」が中心となり、リスクマネジメント・ポリシーやリスク管理規程に基づきテレビ東京グループのリスク管理を強化する。
- (2) 万一損失の危険が発生した場合でも、速やかに緊急対策や回復措置が実行され、損失の極小化や再発防止が図れるよう体制を強化する。

3. 業務の効率化を図る。

- (1) 常勤取締役・常勤監査役を基本メンバーとした経営会議を原則毎週1回開催し、テレビ東京グループの経営戦略及び重要な業務執行を合理的かつスピーディに審議決定する。
- (2) 取締役会は社外取締役・社外監査役が出席し、法令に定める重要案件等の合理的な意思決定を行うとともに、定期的に業務執行状況の進捗管理・監督を行う。
- (3) 経営の監督と業務執行の役割の明確化を促進し、取締役は経営判断・戦略策定と業務執行の監督に極力専念し、執行役員は経営目標の実現に向け担当業務を着実に実行する。

(4) 社内規程に基づき、職務分掌、職務権限及び決裁ルールにより、適正かつ効率的に業務を行う。

4. 内部監査機能を充実させる。

・内部監査室を置き、業務の遂行やコンプライアンス体制、リスク管理及び内部統制システム等の運営状況を監査する。

5. 重要な情報を保存し管理する。

・重要な会議の議事録、稟議書等重要な情報・書類については、法令及び社内規則により保存期間等を定め保存し、適宜閲覧できるよう適切に管理する。

6. グループ企業体制を強化する。

(1) グループ企業に対しては経営の自主自立を尊重しつつ、重要事項については関係会社管理規程等により、当社経営会議もしくは取締役会に事前承認または報告を求める。

(2) グループ企業には、取締役・監査役を派遣しガバナンスの向上に努め、定期的な連絡会、社長会等を通して相互に情報を共有し、適正な業務の遂行を図る。

7. 監査役監査の向上を図る。

(1) 監査体制の強化

・監査役監査を補助するため監査役会事務局を置く。
・監査役会事務局員の取締役からの独立性を確保するため、当該事務局員の人事については、監査役会と事前協議を行う。

(2) 監査の実効性向上

・取締役及び従業員は、監査の実効性を確保するため、取締役会及び監査役会で定められた監査役に報告すべき事項を適時、適切に報告する。
また、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が発生した場合、適時、適切に監査役に報告する。
・監査役会は原則として毎月開催し、併せて代表取締役と2ヶ月に1回程度、経営課題に関する意見交換会を開催する。
・常勤監査役は重要な会議に出席するとともに、内部監査室や会計監査人から監査計画、監査の結果報告などを適宜聴取し、監査の実効性の向上と効率化を図る。

8. 財務報告の適正を確保する。

・金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを整備し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

VI. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても法令に別段の定めがある場合を除き、一概に否定されるべきものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思によりその適否が判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の当初提示した条件よりも有利な条件を再提示させるために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、放送法や電波法の趣旨、有限希少の電波を預かる放送事業者としての公共的使命と社会的責任、それらを基本とした経営の方針、健全かつ安定的な経営を推進していくための当社グループの有形無形の経営資源、当社を支えてくださる外部関係者との信頼関係等を十分に理解し、中長期的な視点に立って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に維持し、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成20年度からの3ヵ年の中期経営計画で対象期間をデジタル時代に「最良にして最強のキー局」を目指すための基礎固めの時期と位置づけ、「挑戦」と「改革」を全社目標のキーワードに据えております。

「挑戦」のキーワードでは「ヒット番組の開発」、「マルチユースの推進」、「新規事業の立ち上げ」、「包括的な海外戦略の構築」、「ブランド戦略の推進」等の重要施策を通じて、目標指標である「売上高営業利益率＝5%」の足場を固めてまいります。

「改革」のキーワードでは「コストコントロールの強化」、「グループ戦略の強化」、「ナンバーワン分野の開拓と育成」、「チャレンジする風土づくり」、「CSR（企業の社会的責任）活動の推進」等の重要施策を通じて、デジタル時代の成長の土台を築いてまいります。

加えて、メディア企業グループとしての特色を生かした社会貢献活動、内部統制やコンプライアンスの強化・徹底、危機管理システムの確立などを進め、報道機関として、上場企業として社会的責任を果たすことを強く意識してまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月15日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成19年6月22日開催の当社第39回定時株主総会において本プランの導入につき承認を得ております。

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われる場合に、当該大規模買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために、必要な情報や時間を確保することや、株主の皆様が当社取締役会の事業計画や代替案等を提示し、買付者と交渉を行うことなどを可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または②当社が発行者である株券等について、公開買付けにかかる株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合を適用対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等や当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案等が、独立性の高い社外役員、有識者から構成される企業価値評価委員会に提出され、その評価、検討を経るものとします。企業価値評価委員会は、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議、株主に対する情報開示等を行います。

企業価値評価委員会は、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等において、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。かかる新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において当社取

締役会が本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める金額を払い込むことにより行使し、当社株式1株を取得することができ、また、買付者等を含む非適格者の他、非居住者や外国人等による権利行使が原則として認められないという行使条件、及び当社が非適格者以外の者から、原則として当社株式1株と引換えに（ただし、外国人等が保有する本新株予約権については、電波法に定める欠格事由に該当しない範囲で、当社株式及び／または金銭と引換えに）本新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。当社取締役会は、企業価値評価委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の決議を行うものとし、当社取締役会は、上記決議を行った場合は速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第39期事業年度にかかる定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または取締役会において本プランを廃止する等の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様にごに直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が本新株予約権の行使手続を行わなければその保有する当社株式が希釈化する場合があります。ただし、当社が当社株式の交付と引換えに本新株予約権の取得を行った場合には、株式の希釈化は原則として生じません（ただし、外国人等に該当する株主の皆様に対し本新株予約権の取得と引換えに金銭の交付がなされた場合には、原則として当該株主の皆様が有する経済的価値の希釈化は生じませんが、かかる金銭の交付がなされる限りで当該株主の皆様が議決権比率につき希釈化が生じる可能性があります。）。

3. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2. (1)の取組み）について

上記2. (1)記載の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記2. (2)の取組み）について

本プランは、上記2. (2)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得て導入されたものであること、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外役員、有識者によって構成される企業価値評価委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず企業価値評価委員会の判断を経ることが必要とされていること、企業価値評価委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、本プランの有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

<ご参考>

本プランの有効期限は平成22年6月25日開催予定の第42回定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、同定時株主総会の終結の時以後は、本プランを継続しないことを決議しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	43,963	流 動 負 債	16,429
現金及び預金	14,335	支払手形及び買掛金	2,741
受取手形及び売掛金	18,323	短期借入金	1,300
制作勘定	9,377	リース債務	153
商 品	83	未 払 費 用	8,259
貯 蔵 品	13	未 払 法 人 税 等	376
未収還付法人税等	234	賞 与 引 当 金	1,416
繰延税金資産	549	役員賞与引当金	24
そ の 他	1,139	繰延税金負債	3
貸倒引当金	△93	そ の 他	2,153
固 定 資 産	31,183	固 定 負 債	9,239
有 形 固 定 資 産	16,002	長期借入金	5,000
建物及び構築物	7,768	リース債務	423
機械装置及び運搬具	3,150	退職給付引当金	3,087
工具、器具及び備品	216	役員退職慰労引当金	572
土 地	4,288	そ の 他	155
リース資産	537	負 債 合 計	25,668
建設仮勘定	41	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,067	株 主 資 本	48,182
投資その他の資産	14,113	資 本 金	8,910
投資有価証券	9,706	資 本 剰 余 金	8,684
長期貸付金	81	利 益 剰 余 金	30,589
繰延税金資産	401	自 己 株 式	△1
そ の 他	3,994	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△56
貸倒引当金	△70	その他有価証券評価差額金	△15
		為替換算調整勘定	△41
		少 数 株 主 持 分	1,352
		純 資 産 合 計	49,478
資 産 合 計	75,147	負 債 純 資 産 合 計	75,147

連 結 損 益 計 算 書

(平成21年 4月 1日から
平成22年 3月 31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売 上 高		106,033
売 上 原 価		78,220
売 上 総 利 益		27,813
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		25,939
営 業 利 益		1,873
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	102	
そ の 他	200	302
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	92	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	8	
そ の 他	8	110
経 常 利 益		2,065
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	72	73
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	27	
固 定 資 産 除 却 損	16	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	1	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	3	47
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,091
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	649	
法 人 税 等 調 整 額	△43	605
少 数 株 主 利 益		293
当 期 純 利 益		1,192

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前 期 末 残 高	8,910	8,684	29,809	△1	47,403
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△412		△412
当 期 純 利 益			1,192		1,192
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計			779	△0	779
当 期 末 残 高	8,910	8,684	30,589	△1	48,182

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
前 期 末 残 高	△781	△43	△824	1,076	47,654
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△412
当 期 純 利 益					1,192
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	766	1	768	276	1,044
当 期 変 動 額 合 計	766	1	768	276	1,823
当 期 末 残 高	△15	△41	△56	1,352	49,478

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 13社 |
| 連結子会社の名称 | (株)テレビ東京ミュージック
(株)テレビ東京メディアネット
(株)テレビ東京コマーシャル
(株)テレビ東京アート
(株)テレビ東京システム
(株)テレビ東京制作
(株)テレビ東京ダイレクト
(株)テレビ東京ヒューマン
(株)テクノマックス
(株)テレビ東京建物
(株)イー・ティー・エックス
TV TOKYO AMERICA, INC.
エフエムインターウェブ(株) |

なお、テレビ東京ゴルフダイジェスト・オンラインLLC合同会社については、当連結会計年度において解散したため連結の範囲から除外しております。

- (2) 主要な非連結子会社の名称等
NARUTO製作委員会（民法上の任意組合）
（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 16社

主要な会社の名称

NARUTO製作委員会（民法上の任意組合）

なお、当連結会計年度に新たに出資した製作委員会1社を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の関連会社の数 4社

会社等の名称

(株)日経映像

テレビ東京ブロードバンド(株)

(株)インタラクティブヴィ

(株)チェンジフィールド

なお、当連結会計年度に新たに設立した(株)チェンジフィールドを持分法適用の範囲に含めております。

また、D I S(株)及び(株)パコマは、テレビ東京ブロードバンド(株)が当連結会計年度中に株式を売却し、テレビ東京ブロードバンド(株)の関連会社に該当しなくなったため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社または関連会社の主要な会社名

当社は非連結子会社及び関連会社を全て持分法適用会社としているため、持分法非適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、TV TOKYO AMERICA, INC.を除き、全て連結決算日と一致しております。

なお、TV TOKYO AMERICA, INC. は12月31日を決算日としています。連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券	時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
	時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

制作勘定	個別法
商品・貯蔵品	主として先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	2年～10年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(追加情報)

従業員賞与について、従来、財務諸表の作成時において従業員への賞与支給額が確定しており、当該支給額が支給対象期間に対応して算定されていたため「未払費用」として計上していましたが、当連結会計年度における従業員の賞与制度の変更に伴い、財務諸表作成時において従業員への賞与支給額が確定しないこととなったため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を「賞与引当金」として計上しております。

なお、前連結会計年度末において、未払費用として計上されていた未払従業員賞与の金額は1,004百万円であります。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度において一括して処理しております。また、過去勤務債務については、発生年度よりその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により処理しております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ対象とヘッジ手段 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
金利スワップ 借入金の利息
- ③ ヘッジ方針 親会社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価 リスク管理方針に従って、以下の条件を満たす金利スワップを締結しております。
- I 金利スワップの想定元本と長期借入金の元本金額が一致している。
 - II 金利スワップと長期借入金の契約期間及び満期が一致している。
 - III 長期借入金の変動金利のインデックスと金利スワップで受払いされる変動金利のインデックスが、3ヵ月円TIBOR+0.5%で一致している。
 - IV 長期借入金と金利スワップの金利改定条件が一致している。
 - V 金利スワップの受払い条件がスワップ期間を通じて一定である。
- 従って、金利スワップの特例処理の要件を満たしているので決算日における有効性の評価を省略している。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは5年間で均等償却することとしております。なお、金額に重要性が乏しい場合には、のれんが生じた期の損益として処理しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 25,662百万円
2. 保証債務 291百万円
 (株)放送衛星システムの金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。
3. 担保提供資産 1,000百万円
 第三者の銀行借入金に対し投資有価証券を物上保証に供しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
 普通株式 20,645,000株
2. 自己株式に関する事項
 普通株式 566株
3. 配当に関する事項
 (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通 株式	206	10.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年11月4日 取締役会	普通 株式	206	10.00	平成21年9月30日	平成21年12月7日
計	—	412	—	—	—

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ① 配当金の総額……………309百万円
- ② 配当の原資……………利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額……………15円00銭
- ④ 基準日……………平成22年3月31日
- ⑤ 効力発生日……………平成22年6月28日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
賞与引当金	569百万円
未払事業税	46百万円
その他	83百万円
繰延税金資産小計	700百万円
評価性引当額	△144百万円
繰延税金資産合計	555百万円
繰延税金負債	
未収還付事業税	6百万円
繰延税金負債合計	6百万円
繰延税金資産の純額	549百万円

(2) 流動負債

繰延税金負債	
債権債務相殺消去に伴う貸倒引当金の修正	3百万円
繰延税金負債合計	3百万円

(3) 固定資産

繰延税金資産	
ソフトウェア	154百万円
投資有価証券	9百万円
其他有価証券評価差額金	7百万円
退職給付引当金	1,234百万円
役員退職慰労引当金	226百万円
繰越欠損金	514百万円
固定資産の未実現利益消去	97百万円
その他	163百万円
繰延税金資産小計	2,408百万円
評価性引当額	△2,006百万円
繰延税金資産合計	401百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.6%
住民税均等割	0.6%
持分法投資損益	0.3%
評価性引当額の増減	△20.3%
連結子会社との実効税率差異	0.4%
その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>29.0%</u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、スタジオHD設備その他の放送用機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額(百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械装置及び運搬具	1,393	747	645
工具、器具及び備品	660	411	249
無形固定資産	35	33	2
合計	2,089	1,191	897

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	353百万円
1年超	585百万円
合計	938百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	477百万円
減価償却費相当額	437百万円
支払利息相当額	24百万円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に資金計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で26ヶ月後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における管理部門と財務部が連携して主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用に当たっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた市場リスク管理規程に基づき、取引ごとに経営会議で基本方針を承認し、これに従い財務部が取引、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を連結売上高の1か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち72.2%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,335	14,335	—
(2) 受取手形及び売掛金	18,323	18,323	—
(3) 投資有価証券	4,192	4,830	637
資産計	36,851	37,489	637
(1) 支払手形及び買掛金	2,741	2,741	—
(2) 未払費用	8,259	8,259	—
(3) 長期借入金	5,000	5,007	7
負債計	16,001	16,008	7
デリバティブ取引	—	—	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

また、金利スワップの特例処理の対象とされたものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップ特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,513

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,700	—	—	—
受取手形 及び売掛金	18,323	—	—	—
合計	22,023	—	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	—	—	5,000	—	—	—

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（金利変動型）及び退職一時金制度を設けております。

国内連結子会社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（金利変動型）、厚生年金基金制度、適格退職年金制度、及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、特定退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。

なお、当社は平成17年4月1日に、従来の適格退職年金制度について確定給付企業年金制度（金利変動型）へ、退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	△6,882百万円
② 年金資産	3,487百万円
③ 未積立退職給付債務（①＋②）	△3,394百万円
④ 未認識過去勤務債務	307百万円
⑤ 連結貸借対照表計上額（純額）（③＋④）	△3,087百万円
⑥ 前払年金費用（注）1	－百万円
⑦ 退職給付引当金（⑤－⑥）（注）1	△3,087百万円

(注)1. 「退職給付引当金」及び「前払年金費用」は、当社の個別貸借対照表の表示上両者をネットしております。なお、ネットした額は、当連結会計年度末において147百万円であります。

2. 子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用（注）1	549百万円
② 利息費用	119百万円
③ 期待運用収益	△58百万円
④ 数理計算上の差異の処理額	△570百万円
⑤ 過去勤務債務の費用処理額	62百万円
⑥ 退職給付費用（①＋②＋③＋④＋⑤）	101百万円
⑦ その他（注）2	139百万円
計（⑥＋⑦）	241百万円

(注)1. 子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。退職給付費用は勤務費用に計上しております。

2. 確定拠出年金制度に係る掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	2.0%
③ 期待運用収益率	2.0%
④ 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理
⑤ 過去勤務債務の額の処理年数	10年定額法処理

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産	2,331円18銭
2. 1株当たり当期純利益	57円77銭

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	41,014	流動負債	20,639
現金及び預金	14,159	買掛金	1,735
受取手形金	1,031	短期借入金	1,300
売掛金	16,029	リース債務	15
制作勘定	8,366	未払金	774
貯蔵品	8	未払費用	8,353
前払費用	360	未払法人税等	54
未収還付法人税等	159	未払消費税等	34
繰延税金資産	341	前受金	727
その他	576	預り金	6,567
貸倒引当金	△17	賞与引当金	1,076
固定資産	30,647	固定負債	8,005
有形固定資産	14,922	長期借入金	5,000
建築物	6,533	リース債務	29
構築物	970	退職給付引当金	2,286
機械及び装置	2,949	役員退職慰労引当金	315
車両運搬具	19	長期預り保証金	373
工具、器具及び備品	115	負債合計	28,645
土地	4,250	(純資産の部)	
リース資産	42	株主資本	43,029
建設仮勘定	41	資本金	8,910
無形固定資産	701	資本剰余金	8,684
ソフトウェア	688	資本準備金	8,684
その他	12	利益剰余金	25,435
投資その他の資産	15,023	利益準備金	410
投資有価証券	8,884	その他の利益剰余金	25,025
関係会社株	2,378	別途積立金	20,700
長期貸付金	81	繰越利益剰余金	4,325
破産更生債権等	87	自己株式	△1
長期前払費用	30	評価・換算差額等	△11
差入保証金	1,582	その他有価証券評価差額金	△11
敷金	1,455		
その他	590		
貸倒引当金	△66	純資産合計	43,017
資産合計	71,662	負債純資産合計	71,662

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売 上 高		93,765
売 上 原 価		68,002
売 上 総 利 益		25,763
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		25,232
営 業 利 益		530
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	841	
受 取 賃 貸 料	174	
そ の 他	66	1,082
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	135	
そ の 他	1	137
経 常 利 益		1,476
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	72	73
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	27	
固 定 資 産 除 却 損	12	
関 係 会 社 整 理 損	17	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	1	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	3	61
税 引 前 当 期 純 利 益		1,488
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8	
法 人 税 等 調 整 額	△179	△170
当 期 純 利 益		1,658

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計		そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
前 期 末 残 高	8,910	8,684	8,684	410	20,700	3,079	24,189
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△412	△412
当 期 純 利 益						1,658	1,658
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計						1,246	1,246
当 期 末 残 高	8,910	8,684	8,684	410	20,700	4,325	25,435

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前 期 末 残 高	△1	41,783	△773	△773	41,010
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△412			△412
当 期 純 利 益		1,658			1,658
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			761	761	761
当 期 変 動 額 合 計	△0	1,245	761	761	2,007
当 期 末 残 高	△1	43,029	△11	△11	43,017

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

制作勘定

個別法

貯蔵品

先入先出法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

機械及び装置 2年～10年

② 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
(追加情報)

従業員賞与について、従来、財務諸表の作成時において従業員への賞与支給額が確定しており、当該支給額が支給対象期間に対応して算定されていたため「未払費用」として計上しておりましたが、当事業年度における従業員の賞与制度の変更に伴い、財務諸表作成時において従業員への賞与支給額が確定しないこととなったため、支給見込額の当事業年度の負担額を「賞与引当金」として計上しております。

なお、前事業年度末において、未払費用として計上されていた未払従業員賞与の金額は1,004百万円です。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異については、発生年度において一括して処理しております。また、過去勤務債務については、発生年度よりその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により処理しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ対象とヘッジ手段 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
金利スワップ 借入金の利息
- ③ ヘッジ方針 親会社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価 リスク管理方針に従って、以下の条件を満たす金利スワップを締結しております。
- I 金利スワップの想定元本と長期借入金の元本金額が一致している。
 - II 金利スワップと長期借入金の契約期間及び満期が一致している。
 - III 長期借入金の変動金利のインデックスと金利スワップで受払いされる変動金利のインデックスが、3ヵ月円TIBOR+0.5%で一致している。
 - IV 長期借入金と金利スワップの金利改定条件が一致している。
 - V 金利スワップの受払い条件がスワップ期間を通じて一定である。
従って、金利スワップの特例処理の要件を満たしているので決算日における有効性の評価を省略している。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	23,696百万円
2. 保証債務	291百万円
(株)放送衛星システムの金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	
3. 担保提供資産	1,000百万円
第三者の銀行借入金に対し投資有価証券を物上保証に供しております。	
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1) 短期金銭債権	1,231百万円
(2) 短期金銭債務	7,967百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との間の取引高

営業取引

売上高 11,903百万円

仕入高 11,868百万円

販売費及び一般管理費 3,875百万円

営業取引以外の取引高 876百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 566株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
賞与引当金	437百万円
未払事業税	18百万円
その他	24百万円
繰延税金資産小計	481百万円
評価性引当額	△139百万円
繰延税金資産合計	341百万円

(2) 固定資産

繰延税金資産	
ソフトウェア	154百万円
投資有価証券	9百万円
その他有価証券評価差額金	4百万円
退職給付引当金	930百万円
役員退職慰労引当金	128百万円
繰越欠損金	174百万円
その他	91百万円
繰延税金資産小計	1,494百万円
評価性引当額	△1,494百万円
繰延税金資産合計	一百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△20.9%
住民税均等割	0.6%
評価性引当額の増減	△37.3%
その他	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△11.5%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、スタジオHD設備その他の放送用機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額(百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機 械 及 び 装 置	382	239	143
工具、器具及び備品	15	9	5
合 計	398	249	148

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	89百万円
1年超	63百万円
合計	152百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	104百万円
減価償却費相当額	100百万円
支払利息相当額	4百万円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	㈱日本経済新聞社	東京都千代田区	2,500	日刊新聞発行	被所有 直接 33.3%	当社放送番組の宣伝広告の掲載 本社屋の賃借 役員の兼任	—	—	差入保証金(注)	1,278

上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 差入保証金については、近隣オフィスの賃貸相場を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱テレビ東京ミュージック	東京都港区	10	音楽著作権の管理	所有 直接 100.0%	当社放送番組に係る音楽著作物の管理の委託 音楽番組の企画制作の委託	キャッシュ・マネジメント・システムによる預り金(純額) 利息の支払 (注)	△362 8	預り金	1,125
子会社	㈱テレビ東京メディアネット	東京都港区	20	放送番組、ビデオ・マーチャライジングの販売	所有 直接 100.0%	当社放送番組の販売の委託	キャッシュ・マネジメント・システムによる預り金(純額) 利息の支払 (注)	△579 11	預り金	1,205
子会社	㈱テレビ東京コマース	東京都港区	10	CM制作、字幕制作、放送編集等	所有 直接 100.0%	当社放送番組の字幕制作の委託	キャッシュ・マネジメント・システムによる預り金(純額) 利息の支払 (注)	84 7	預り金	941
子会社	㈱エー・ティー・エックス	東京都港区	1,281	アニメーションの放送業務、アニメーション番組の企画・制作・著作権取得	所有 直接 23.6% 間接 20.8%	当社放送番組の販売	キャッシュ・マネジメント・システムによる預り金(純額) 利息の支払 (注)	276 9	預り金	1,317

上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 預り金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産 | 2,083円74銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 80円35銭 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月8日

株式会社 テレビ東京
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山卓司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上坂健司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テレビ東京の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テレビ東京及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月8日

株式会社 テレビ東京
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山卓司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上坂健司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テレビ東京の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月12日

株式会社テレビ東京 監査役会

監査役(常勤監査役)	奥川元	ⓐ
監査役(社外監査役)	三森和彦	ⓐ
監査役(社外監査役)	荒木浩	ⓐ
監査役	中地宏	ⓐ

以上